

働く女性の状況

I 令和4年の働く女性の状況

第1節 概況

令和4年の女性の労働力人口は3,096万人と前年に比べ16万人増加し、男性は3,805万人と22万人減少した。この結果、労働力人口総数は前年より5万人減少し6,902万人となり、労働力人口総数に占める女性の割合は44.9%（前年差0.3ポイント上昇）となった。また、女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、54.2%（男性71.4%）と前年に比べ0.7ポイント上昇した。

女性雇用者数は2,765万人となり、前年に比べ26万人増加した。一方、男性雇用者数は3,276万人となり、前年に比べ2万人減少した。この結果、雇用者総数に占める女性の割合は45.8%（前年差0.3ポイント上昇）となった。

女性の完全失業者数は、前年に比べ5万人減少し73万人となり、完全失業率は2.4%となった。

女性雇用者について産業別にみると、もっとも多いのは、「医療、福祉」の669万人で、「卸売業、小売業」が516万人でこれに次いでいる。また、増加者数が多かったのは、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」であった。

令和4年の10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所における女性一般労働者の正社員・正職員のきまって支給する現金給与額は、29万5,600円（前年比2.3%増）、うち所定内給与額（きまって支給する現金給与額から、超過労働給与額を差し引いた額）は27万6,400円（前年比2.1%増）となった。また正社員・正職員以外のきまって支給する現金給与額は20万9,700円（同1.6%増）、所定内給与額は19万8,900円（同1.8%増）となった。

令和4年の週間就業時間が35時間未満の雇用者（以下、「短時間雇用者」という。）は1,931万人と前年に比べ2万人減少し、雇用者総数に占める短時間雇用者の割合は33.3%（前年差0.3ポイント低下）となった。また、短時間雇用者に占める女性の割合は66.0%となり、前年に比べ0.7ポイント上昇した。

第2節 労働力人口、就業者、雇用者の状況

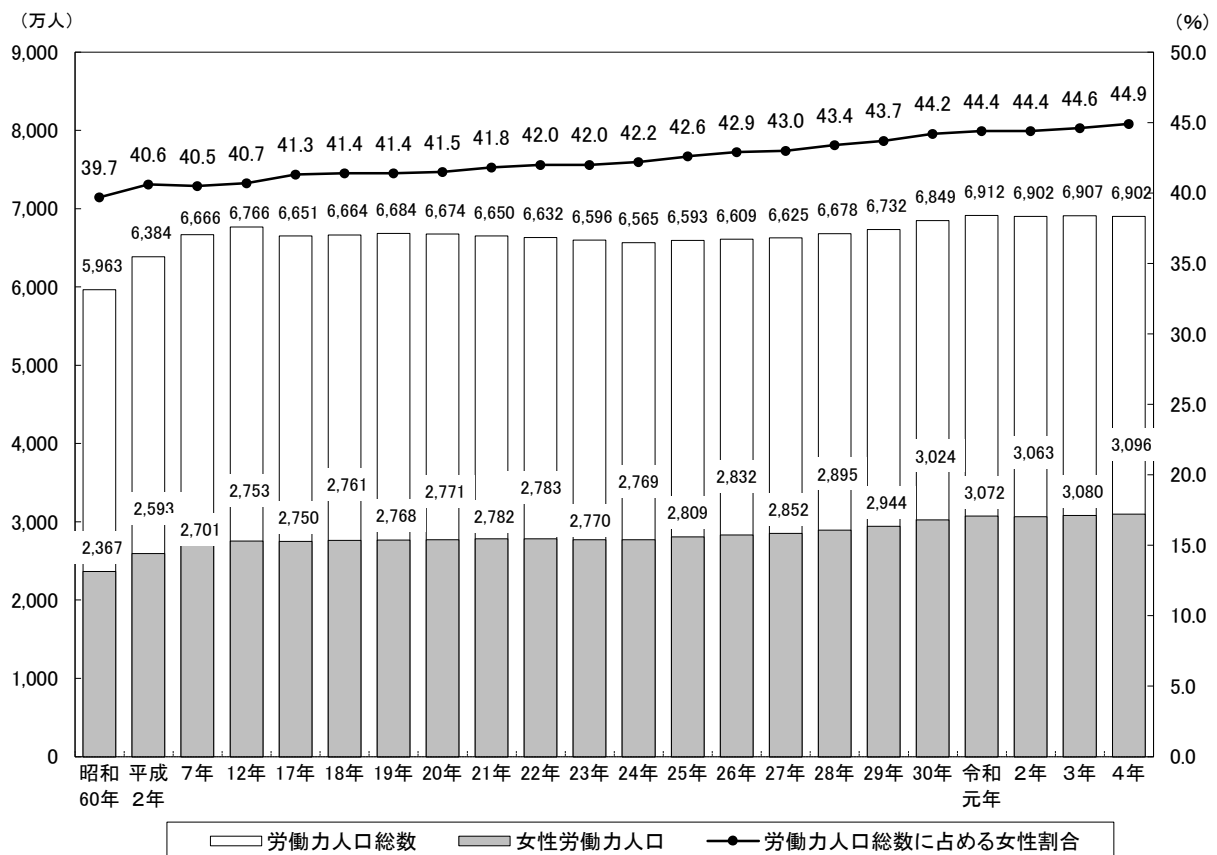
1 労働力人口

(1) 労働力人口 ～女性が16万人増加、男性が22万人減少

総務省「労働力調査」によると、令和4年の女性の労働力人口は3,096万人と前年に比べ16万人増加（前年比0.5%増）した。男性は3,805万人と、前年に比べ22万人減少（同0.6%減）した。この結果、労働力人口総数は前年より5万人減少（同0.1%減）し6,902万人となり、労働力人口総数に占める女性の割合は44.9%（前年差0.3ポイント上昇）となった。

（図表1-2-1、付表1）

図表1-2-1 労働力人口及び労働力人口総数に占める女性割合の推移



資料出所：総務省「労働力調査」

「労働力人口の男女別構成比」は、厚生労働省雇用環境・均等局作成。

注) 総務省「労働力調査」に係る平成23年統計については、東日本大震災の影響により、関連統計等を用いて補完推計した値である。昭和57年から5年ごとに算出の基礎となるベンチマーク人口の基準を切り替えており、それぞれ切替に伴う変動がある。平成27年から令和3年までの数値は、比率を除き、令和2年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づいて遡及又は補正した時系列接続用数値に置き換えて掲載した。また、平成17年から21年までの数値は、平成22年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づき、平成22年から26年までの数値は、平成27年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づく時系列接続用数値を掲載している。

(2) 労働力率 ～女性は0.7ポイント上昇、男性は前年同

令和4年の女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)は、54.2%と前年に比べ0.7ポイント上昇した。男性は71.4%と前年に比べ0.1ポイント上昇した。(付表1)

生産年齢(15～64歳)についてみると、女性の労働力人口は2,718万人(前年差15万人増)、労働力率は74.3%(前年差1.0ポイント上昇)となった。男性の労働力人口は3,256万人(前年差22万人減)、労働力率は86.7%(前年同)であった。

(付表2、3)

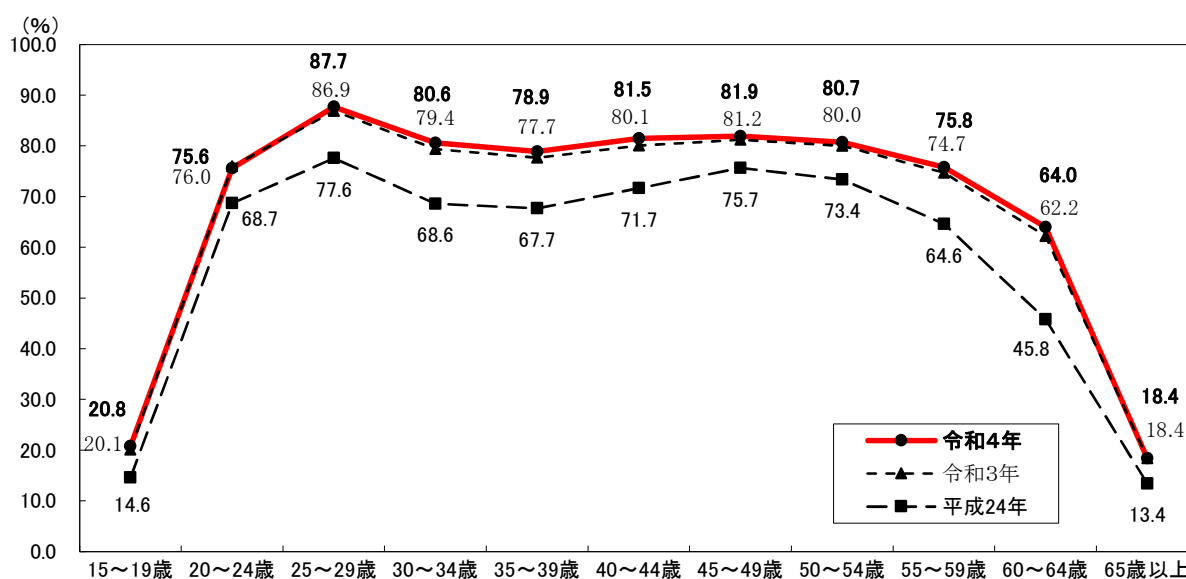
(3) 年齢階級別労働力率 ～「15～19歳」、「20～24歳」以外の女性の年齢階級別労働力率が過去最高

令和4年の女性の労働力率を年齢階級(5歳階級)別にみると、「25～29歳」、「30～34歳」、「35～39歳」、「40～44歳」、「45～49歳」、「50～54歳」、「55～59歳」「60～64歳」の階級の労働力率について、比較可能な昭和43年以降、過去最高の水準となった。

グラフ全体の形でみると、「25～29歳」(87.7%)と、「45～49歳」(81.9%)を左右のピークとし、「35～39歳」(78.9%)を底とするM字型カーブを描いているが、M字型の底の値は前年に比べ1.2ポイント上昇した。

10年前の平成24年と比較すると、全ての年齢階級で労働力率は上昇しており、上昇幅が最も大きいのは「60～64歳」であった(18.2ポイント上昇)。また、「30～34歳」では12ポイント、「55～59歳」では11.2ポイント上昇しており、グラフ全体の形はM字型から台形に近づきつつある。(図表1-2-2、付表3)

図表1-2-2 女性の年齢階級別労働力率



資料出所：総務省「労働力調査」

(4) 女性の配偶関係別労働力率

～「45～49歳」の有配偶者の労働力率上昇幅大

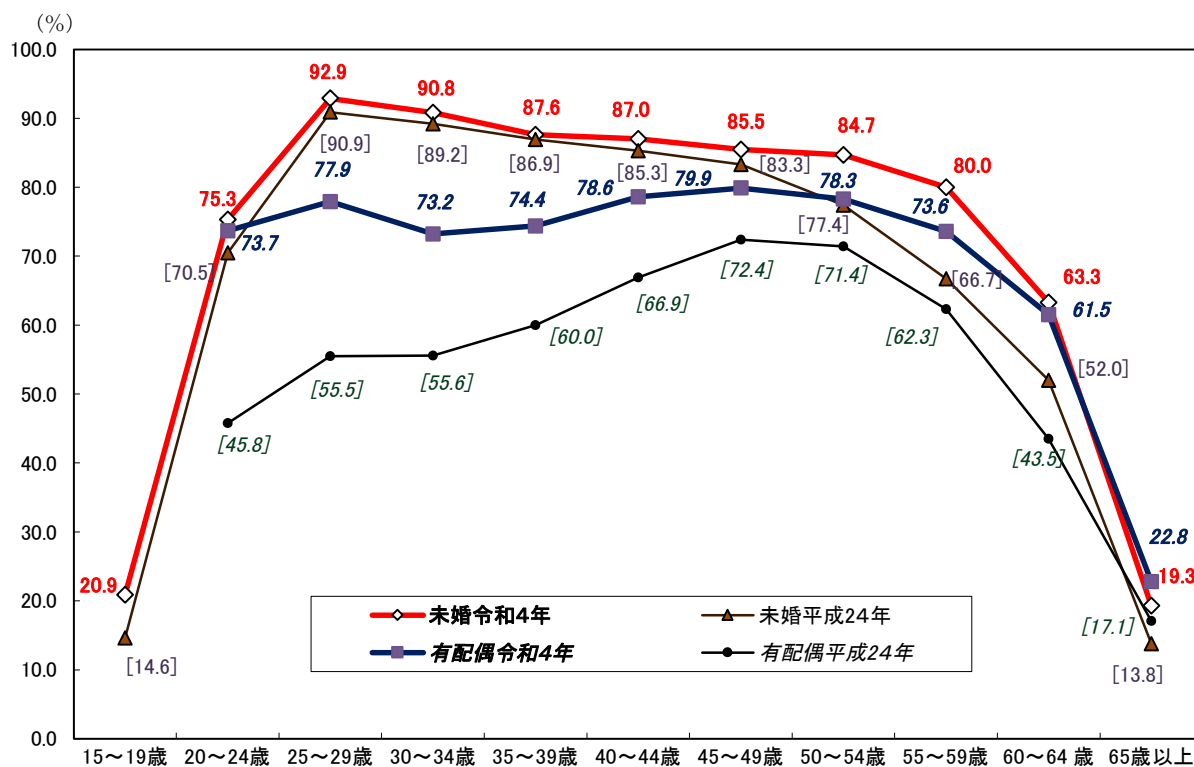
配偶関係別に令和4年の女性の労働力率をみると、未婚者は67.6%、有配偶者は57.2%、死別・離別者は31.5%となっている。(付表4)

年齢階級別に未婚又は有配偶者女性の労働力率をみると、未婚者では「25～29歳」(92.9%)が最も高い。

一方、有配偶者は、「45～49歳」(79.9%)が最も高く、前年に比べ、「65歳以上」を除く年齢階級において労働力率は上昇している。10年前の平成24年と比較すると、全ての年齢階級で労働力率は上昇しており、上昇幅が最も大きいのは「20～24歳」(27.9ポイント上昇)であった。女性の年齢階級別労働力率の底である「35～39歳」も14.4ポイント上昇している。

(図表1-2-3, 付表6)

図表1-2-3 女性の配偶関係、年齢階級別労働力率



資料出所：総務省「労働力調査」(平成24年、令和4年)

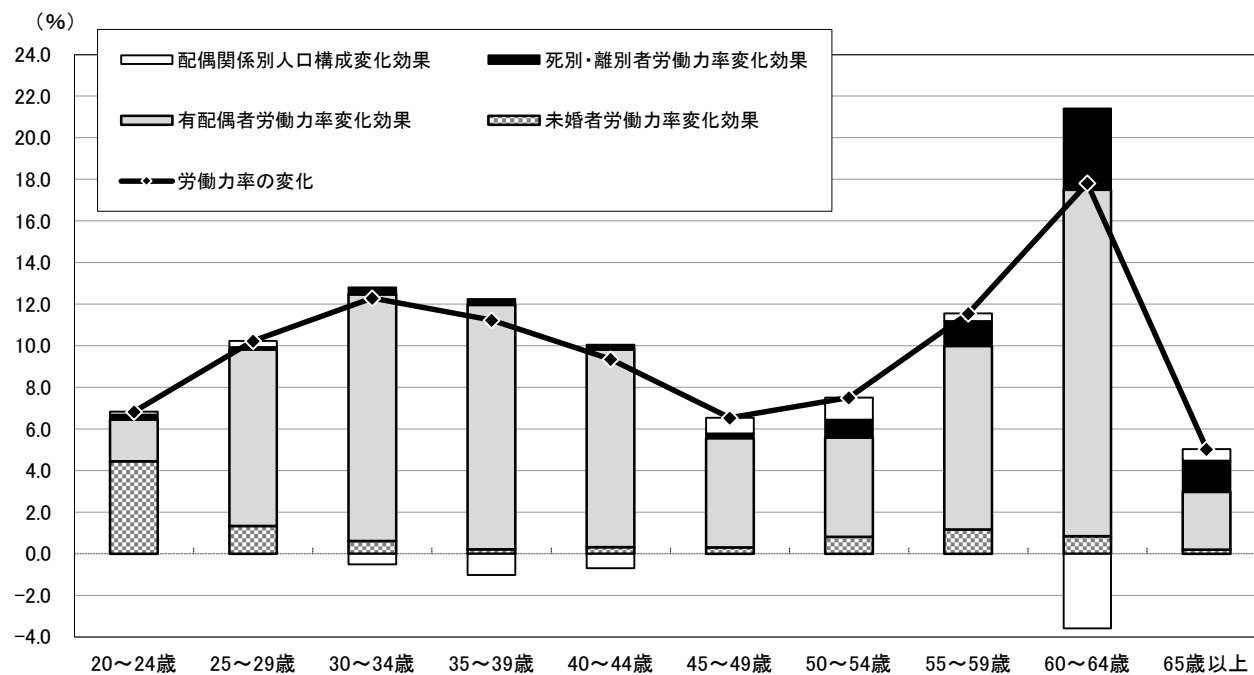
この 10 年間の労働力率の変化を配偶関係別の構成比の変化要因と配偶関係別の労働力率の変化要因に分解すると、特に「30～34 歳」、「35～39 歳」及び「60～64 歳」については、有配偶者の労働力率の上昇による変化効果が大きかったことが確認できる。また、「40～44 歳」及び「55～59 歳」についても有配偶者の労働力率の上昇による効果が大きかったことが確認できる。

さらに、10 年間の変化を平成 24 年から 29 年までの 5 年間と平成 29 年から令和 4 年までの 5 年間に分けてみると、前半の 5 年間については、「45～49 歳」で、配偶関係別の人口構成比の変化効果が労働力率を上昇させる方向に働いているが、後半の 5 年間については配偶関係別の人口構成比の変化効果は、労働力率を上昇させる方向にはほとんどみられず、有配偶者の労働力率の変化効果が労働力率を上昇させる方向に働く主たる要因であることが確認できる。また、後半の 5 年間については、特に「60～64 歳」において、有配偶者の労働力率の変化効果が大きかったことや、「20～24 歳」においては、未婚者の労働力率の変化効果が大きかったことが確認できる。

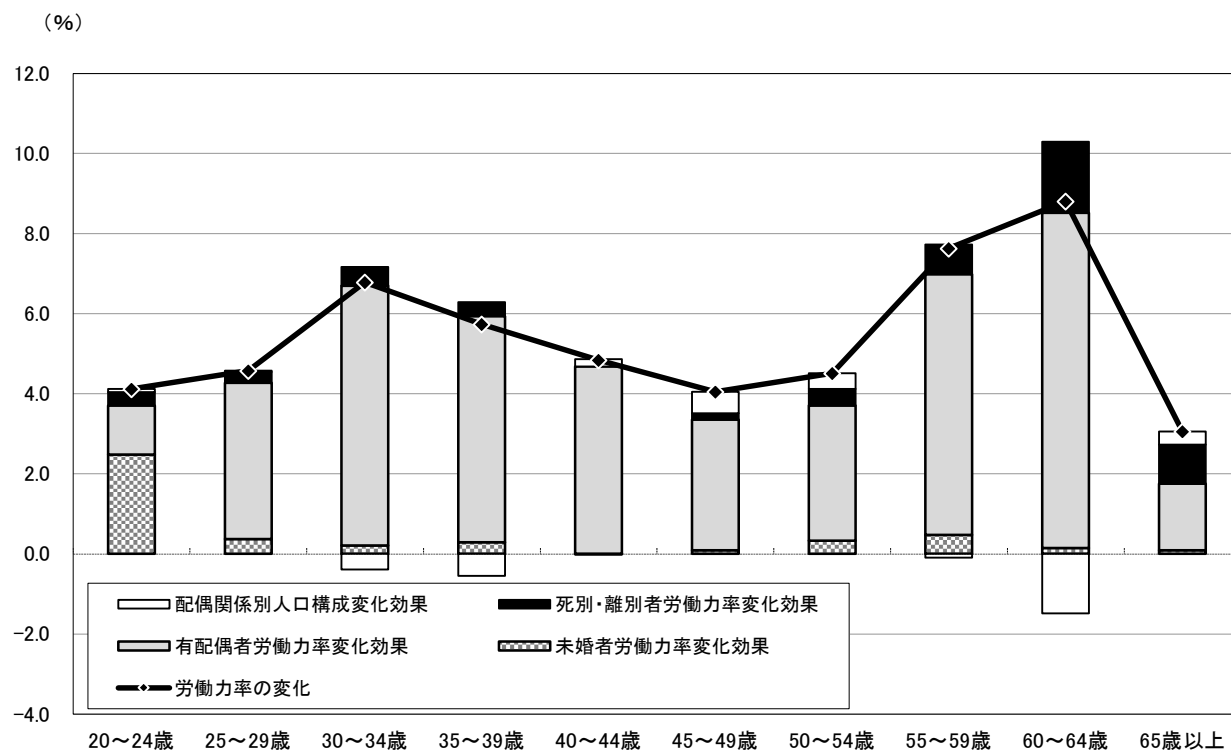
(図表 1 - 2 - 4)

図表 1 - 2 - 4 女性の労働力率変化の要因分解

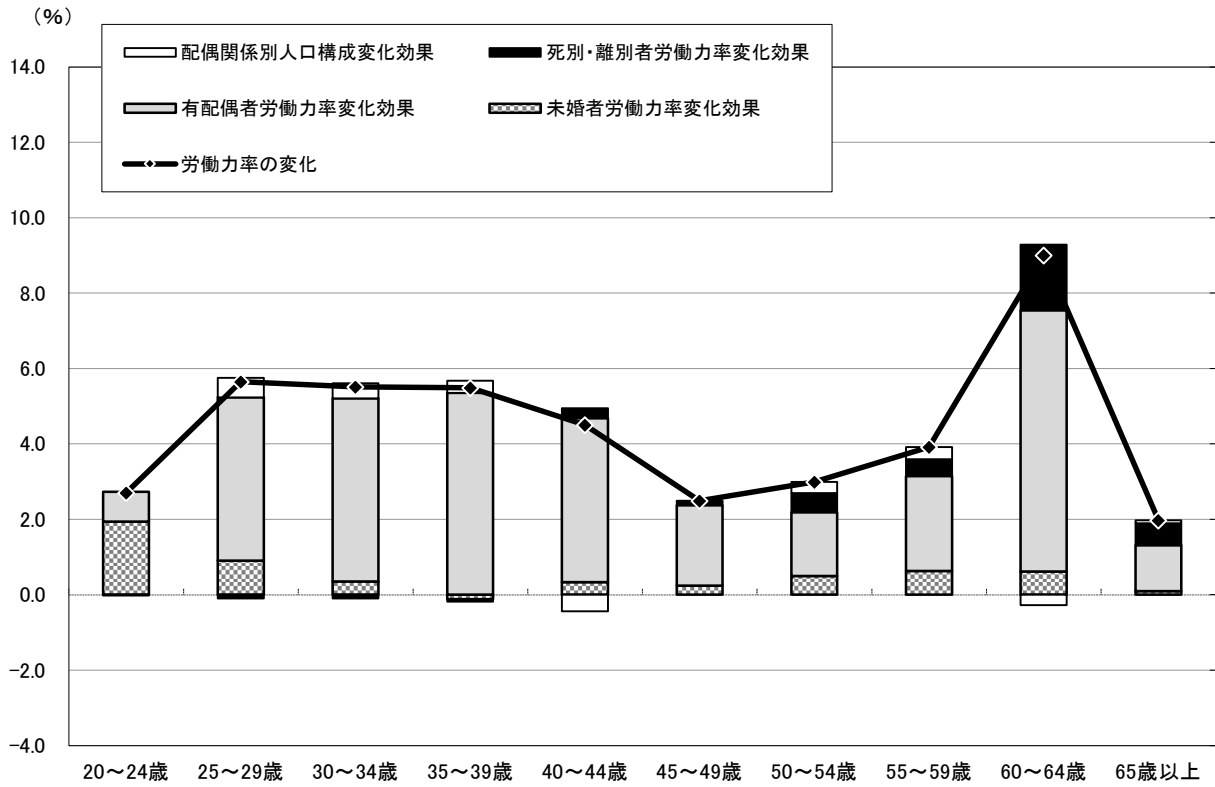
[平成 24 年→令和 4 年]



[平成 24 年→平成 29 年]



[平成 29 年→令和 4 年]



資料出所：総務省「労働力調査」より厚生労働省雇用環境・均等局試算

(注) 要因分解については以下のとおり。

$$\alpha = \frac{\sum Ni\alpha_i}{N} \text{より}$$

$$\Delta\alpha = \frac{\sum (Ni + \frac{\Delta Ni}{2}) \Delta\alpha_i}{N + \Delta N} + \frac{\sum (\alpha_i + \frac{\Delta\alpha_i}{2} - \alpha) \Delta Ni}{N + \Delta N}$$

労働力率変化効果 配偶関係別人口構成変化効果

N : 15 歳以上人口 α = 労働力率

($\bar{\quad}$ は配偶関係計、添字 i は配偶関係別を表す)

(5) 非労働力人口～女性が41万人減少、男性が2万人減少

令和4年の女性の非労働力人口は2,610万人と前年に比べ41万人減少（前年比1.5%減）した。主な活動状態別にみると、「家事」は1,153万人（前年差38万人減、前年比3.2%減）、「通学」は273万人（同5万人減、同1.8%減）、「その他（高齢者など）」は1,184万人（同2万人増、同0.2%増）となっている。

令和4年の男性の非労働力人口は1,518万人と前年に比べ2万人減少（前年比0.1%減）した。主な活動状態別にみると、「家事」75万人（前年差2万人減、前年比2.6%減）、「通学」305万人（同6万人減、同1.9%減）、「その他（高齢者など）」1,137万人（同4万人増、同0.4%増）となっている。（付表7）

総務省「労働力調査（詳細集計）」により、女性の非労働力人口の就業希望の有無をみると、「就業希望者」161万人（前年差12万人減、前年比6.9%減）、「就業内定者」44万人（同1万人増、同2.3%増）、「就業非希望者」2,386万人（同30万人減、同1.2%減）となっている。

男性は、「就業希望者」77万人（前年差5万人減、前年比6.1%減）、「就業内定者」43万人（同4万人増、同10.3%増）、「就業非希望者」1,384万人（同1万人減、同0.1%減）となっている。

2 就業者及び完全失業者

(1) 就業者数及び就業率 ～女性は22万人増加、男性は12万人減少

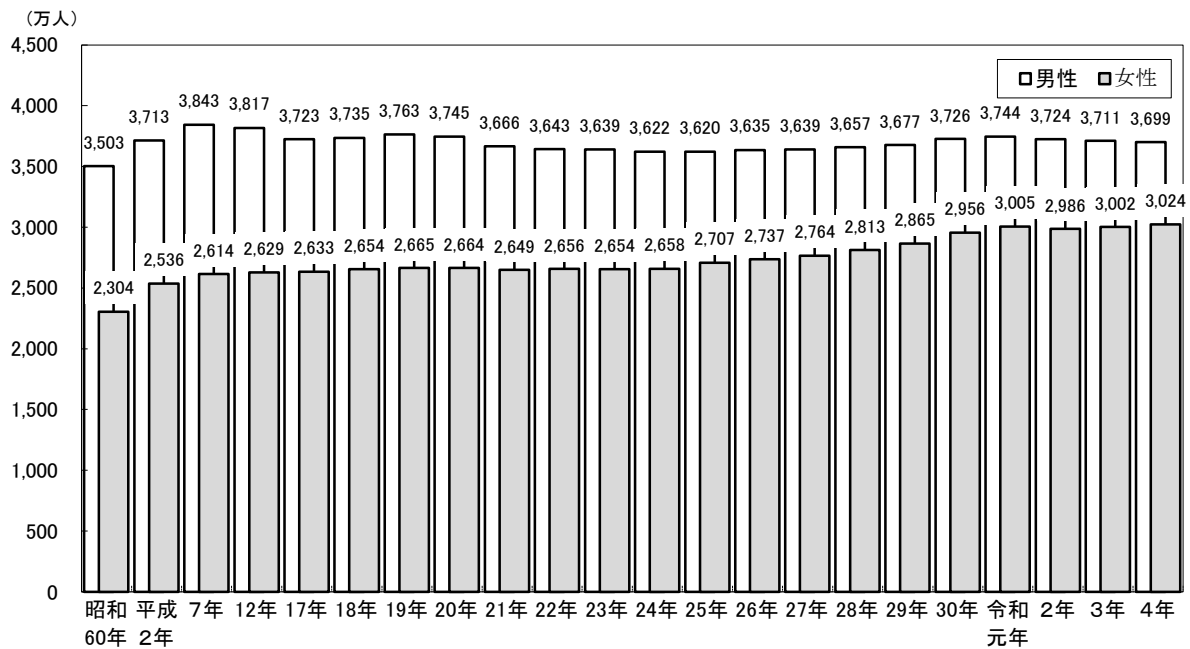
総務省「労働力調査」によると、令和4年の女性の就業者数は3,024万人と前年に比べ22万人増加（前年比0.7%増）した。就業率（15歳以上人口に占める就業者の割合）は53.0%と、前年に比べ0.8ポイント上昇した。

25～44歳の女性の就業者数は1,098万人となり、前年に比べ4万人減少した。就業率（25～44歳人口に占める就業者の割合）は79.8%と前年に比べ1.2ポイント上昇した。

男性の就業者数は3,699万人と前年に比べ12万人減少（前年比0.3%減）した。就業率は69.4%と前年に比べ0.3ポイント上昇した。

（図表1-2-5, 付表8、9）

図表1-2-5 男女別就業者数の推移



資料出所：総務省「労働力調査」

注) 総務省「労働力調査」に係る平成23年統計については、東日本大震災の影響により、関連統計等を用いて補完推計した値である。平成27年から令和3年までの数値及び、平成17年から21年までの数値及び、平成22年から26年までの数値については推計人口の基準となる国勢調査のベンチマーク人口が異なるため遡及又は補正した時系列接続用数値を用いている。(2頁※参照)。

女性の就業者数を従業上の地位別にみると、「雇用者」2,765万人（前年差26万人増、前年比0.9%増）、「家族従業者」107万人（同5万人減、同4.5%減）、「自営業主」138万人（同2万人増、同1.5%増）となっている。女性の就業者総数に占める割合は「雇用者」91.4%、「家族従業者」3.5%、「自営業主」4.6%であった。

男性は、「雇用者」3,276万人（前年差2万人減、前年比0.1%減）、「家族従業者」26万人（同2万人減、同7.1%減）、「自営業主」376万人（同10万人減、同2.6%減）となっている。男性の就業者総数に占める割合は「雇用者」88.6%、「家族従業者」0.7%、「自営業主」10.2%であった。（付表10、11）

(2) 完全失業者数及び完全失業率 ～男女ともに減少

令和4年の完全失業者数は、女性は73万人と前年に比べ5万人減少(前年比6.4%減)した。男性は107万人と前年に比べ10万人減少(同8.5%減)した。

(図表1-2-6, 付表12)

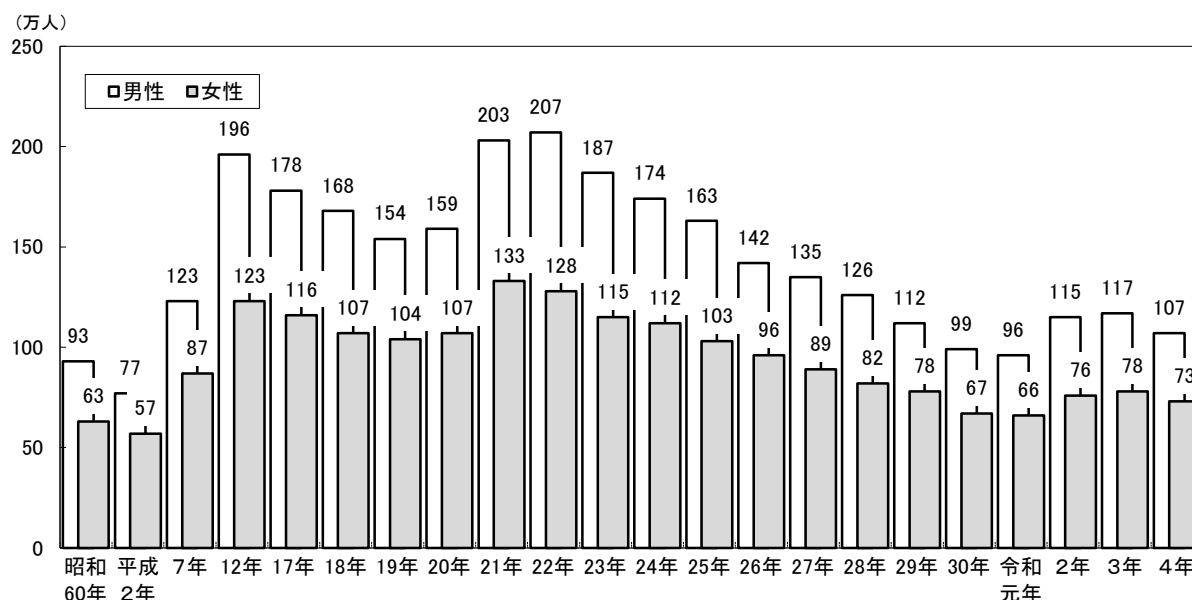
令和4年の完全失業率(労働力人口に占める完全失業者の割合)は、女性は2.4%であり前年に比べ0.1ポイント低下となっている。男性は2.8%と前年に比べ0.3ポイント低下した。

(図表1-2-7, 付表12)

年齢階級別に男女の完全失業率を比較すると、全ての年齢階級で、女性の失業率は男性より低くなっている。

(図表1-2-8, 付表14)

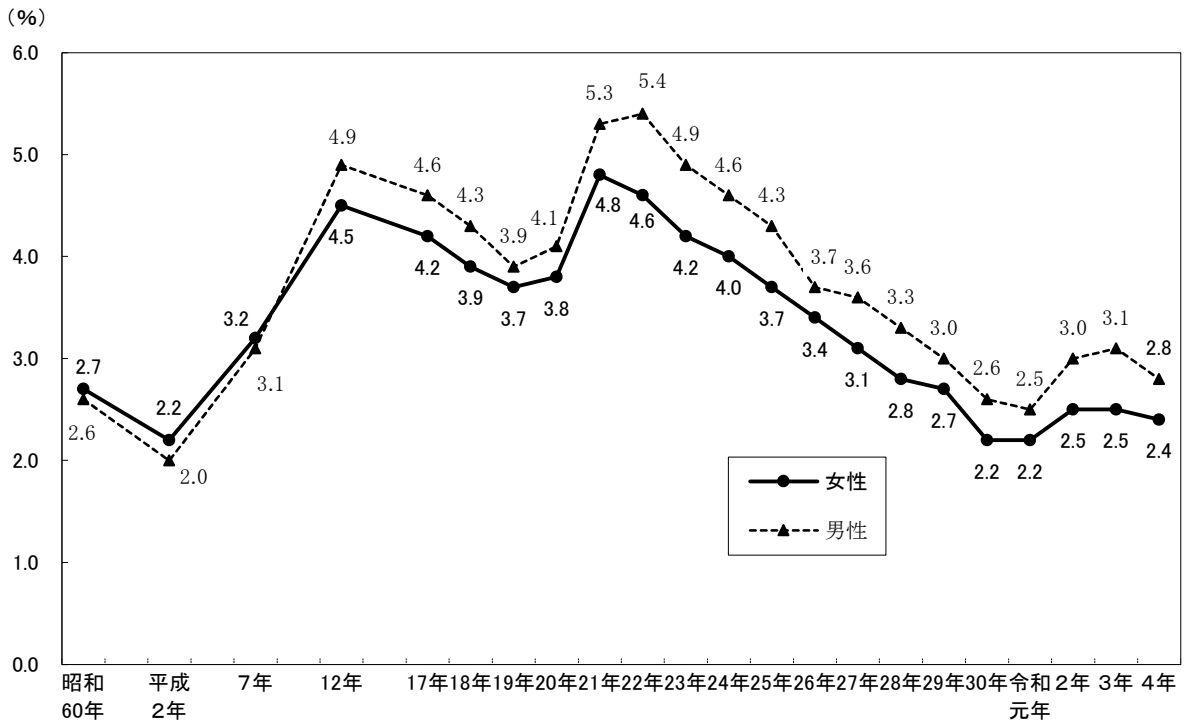
図表1-2-6 男女別完全失業者数の推移



資料出所：総務省「労働力調査」

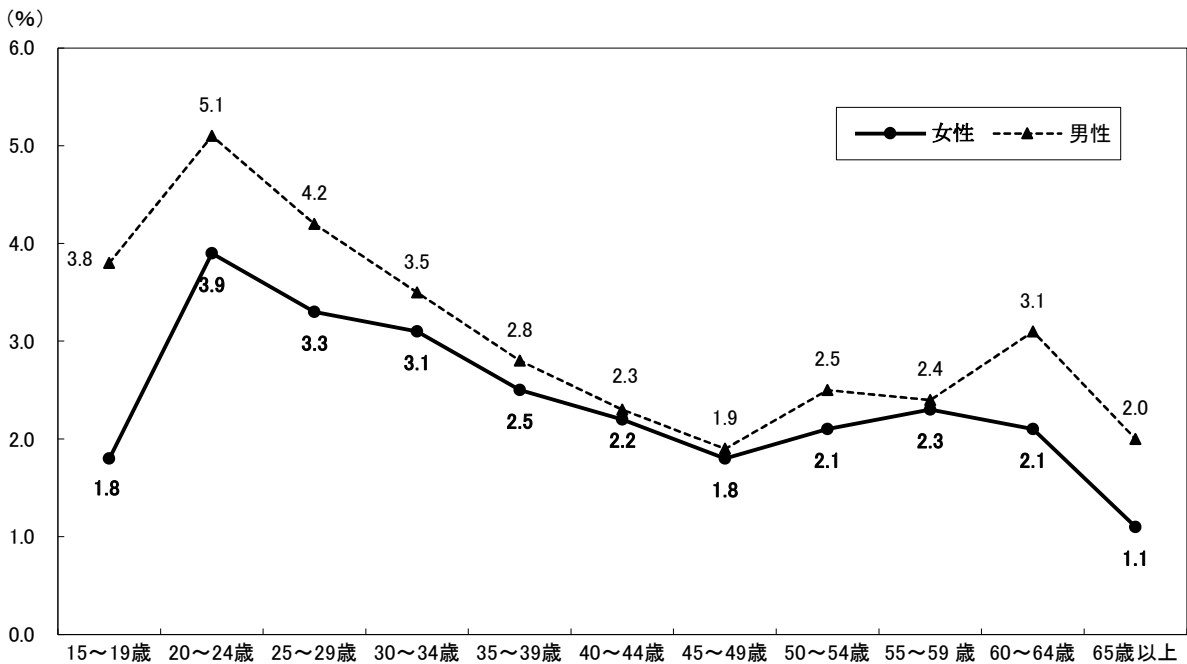
注) 総務省「労働力調査」に係る平成23年統計については、東日本大震災の影響により、関連統計等を用いて補完推計した値である。平成27年から令和3年までの数値及び、平成17年から21年までの数値及び、平成22年から26年までの数値については推計人口の基準となる国勢調査のベンチマーク人口が異なるため遡及又は補正した時系列接続用数値を用いている。(2頁※参照)。

図表 1-2-7 男女別完全失業率の推移



資料出所：総務省「労働力調査」* 平成23年は補完推計値（2頁※参照）。

図表 1-2-8 年齢階級別完全失業率



資料出所：総務省「労働力調査」（令和4年）

3 雇用者

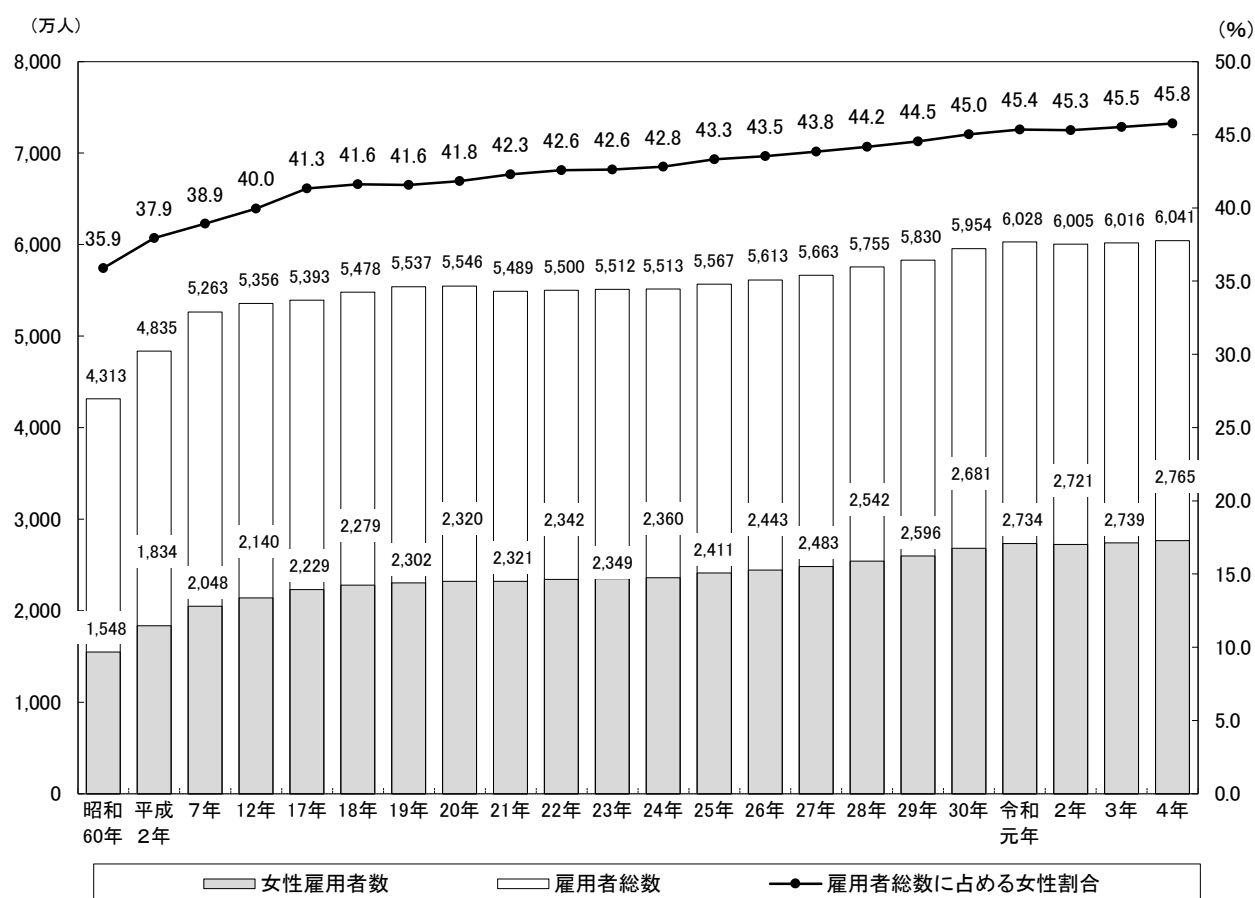
(1) 雇用者数 ～女性は26万人増加、男性は2万人減少

総務省「労働力調査」によると、令和4年の雇用者数は、女性は2,765万人と前年に比べ26万人増加（前年比0.9%増）した。男性は3,276万人と前年に比べ2万人減少（同0.1%減）した。

雇用者総数6,041万人であり、雇用者総数に占める女性の割合は45.8%（前年比0.3ポイント上昇）となった。

（図表1-2-9, 付表16-1）

図表1-2-9 雇用者数及び雇用者総数に占める女性割合の推移



資料出所：総務省「労働力調査」

「雇用者総数に占める女性割合」は、厚生労働省雇用環境・均等局作成。

- 注) 1 総務省「労働力調査」に係る平成23年統計については、東日本大震災の影響により、関連統計等を用いて補完推計した値である。平成27年から令和3年までの数値及び、平成17年から21年までの数値及び、平成22年から26年までの数値については推計人口の基準となる国勢調査のベンチマーク人口が異なるため遡及又は補正した時系列接続用数値を用いている。(2頁※参照)。
- 2 年齢階級別雇用者数について、平成25年、平成26年、平成27年、平成30年、令和元年、令和2年、令和3年は特殊系列（遡及結果表等）から数値を引用。

(2) 年齢階級別雇用者数 ～男女とも「45～49歳」が最も多い

令和4年の女性雇用者数を年齢階級別にみると、「45～49歳」が354万人（女性雇用者総数に占める割合12.8%）と最も多く、次いで「50～54歳」345万人（同12.5%）、「40～44歳」294万人（同10.6%）の順となっている。

同様に男性についてみると、最も多いのは「45～49歳」で412万人（男性雇用者総数に占める割合12.6%）、次いで「50～54歳」396万人（同12.1%）、「65歳以上」369万人（同11.3%）の順となっている。（付表16-1、16-2）

(3) 産業別雇用者数

～女性は「医療、福祉」、男性は「情報通信業」の増加数が大きい

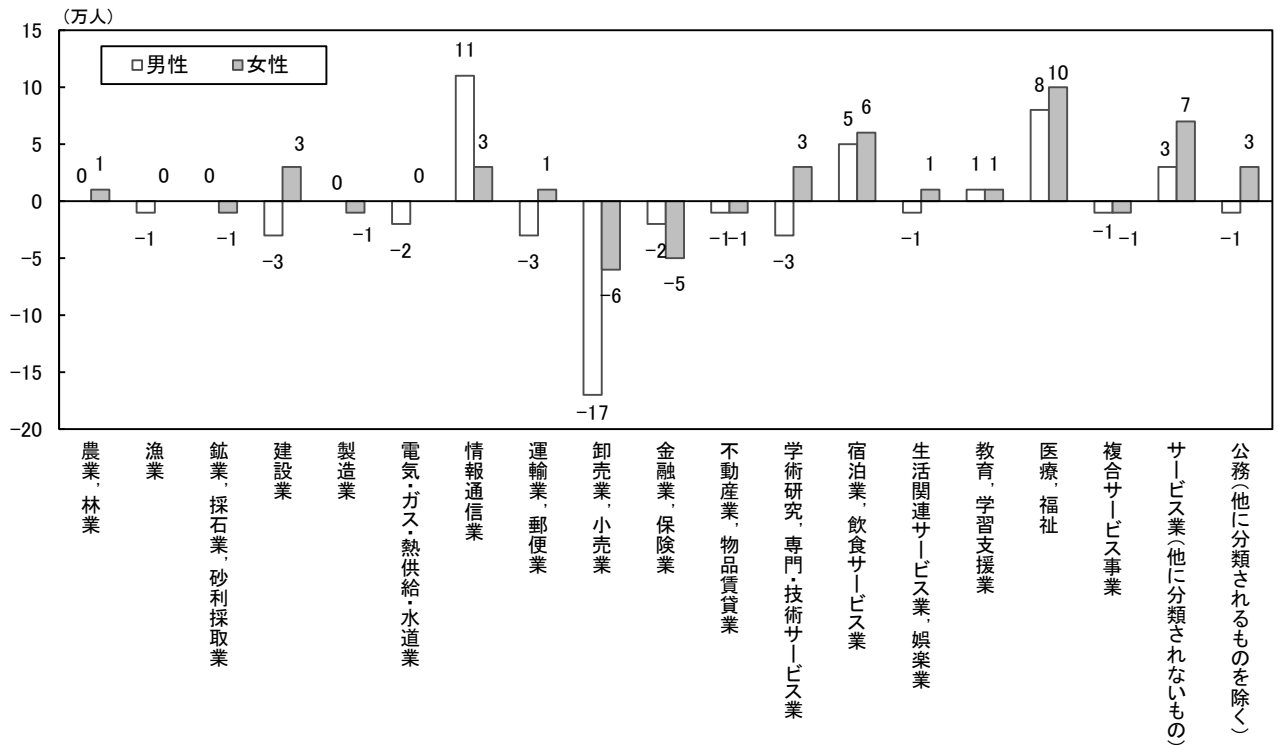
令和4年の女性雇用者数を産業別にみると、「医療、福祉」が669万人（女性雇用者総数に占める割合24.2%）と最も多く、次いで「卸売業、小売業」516万人（同18.7%）、「製造業」297万人（同10.7%）、「宿泊業、飲食サービス業」210万人（同7.6%）の順となっている。前年に比べ最も雇用者数の増加が大きい産業は、「医療、福祉」（前年差10万人増、前年比1.5%増）であった。

男性については、「製造業」が709万人（男性雇用者総数に占める割合21.6%）と最も多く、次いで「卸売業、小売業」457万人（同13.9%）、「建設業」319万人（同9.7%）、「運輸業、郵便業」261万人（同8.0%）の順となっている。前年に比べ最も雇用者数が増加した産業は、「情報通信業」（前年差11万人増、前年比6.3%増）であった。

なお、雇用者数に占める女性比率（雇用者総数に占める女性の割合）が5割以上の産業は、「医療、福祉」（76.4%）、「宿泊業、飲食サービス業」（63.6%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（60.4%）、「教育、学習支援業」（57.0%）、「金融業、保険業」（55.4%）、「卸売業、小売業」（53.0%）となっている。

（図表1-2-10、11、付表17-1、17-2）

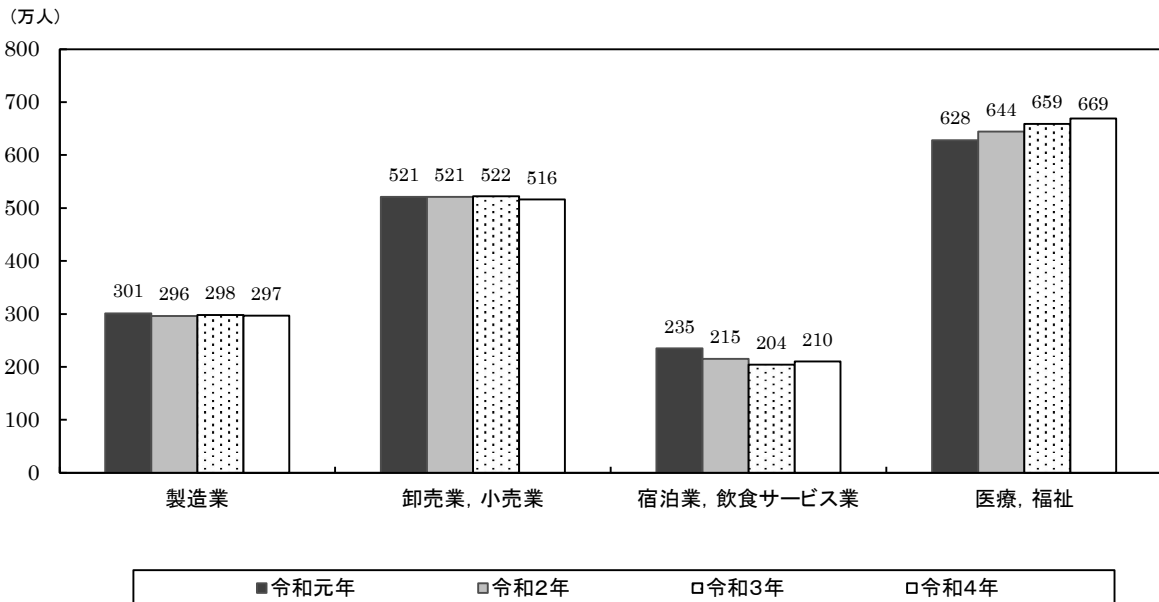
図表 1-2-10 産業別雇用者数の対前年増減〔令和4年〕



資料出所：総務省「労働力調査」(令和3年、令和4年)

注) 総務省「労働力調査」に係る平成23年統計については、東日本大震災の影響により、関連統計等を用いて補完推計した値である。平成27年から令和3年までの数値及び、平成17年から21年までの数値及び、平成22年から26年までの数値については推計人口の基準となる国勢調査のベンチマーク人口が異なるため遡及又は補正した時系列接続用数値を用いている。(2頁※参照)。

図表 1-2-11 主な産業の女性雇用者数の推移



資料出所：総務省「労働力調査」

注) 総務省「労働力調査」に係る平成23年統計については、東日本大震災の影響により、関連統計等を用いて補完推計した値である。平成27年から令和3年までの数値及び、平成17年から21年までの数値及び、平成22年から26年までの数値については推計人口の基準となる国勢調査のベンチマーク人口が異なるため遡及又は補正した時系列接続用数値を用いている。(2頁※参照)。

(4) 職業別雇用者数

～女性は「事務従事者」、男性は「専門的・技術的職業従事者」が最も多い

令和4年の女性の雇用者数を職業別にみると、「事務従事者」が822万人（女性雇用者総数に占める割合29.7%）と最も多く、次いで「専門的・技術的職業従事者」567万人（同20.5%）、「サービス職業従事者」501万人（同18.1%）、「販売従事者」344万人（同12.4%）の順となっている。前年に比べ雇用者数の増加が大きい職業は、「事務従事者」（前年差13万人増、前年比1.6%増）、「サービス職業従事者」（同7万人増、同1.4%増）、であった。

男性は、「専門的・技術的職業従事者」が594万人（男性雇用者総数に占める割合18.1%）と最も多く、次いで「生産工程従事者」560万人（同17.1%）、「事務従事者」549万人（同16.8%）、「販売従事者」419万人（同12.8%）の順となっている。前年に比べ雇用者数の増加が大きい職業は、「専門的・技術的職業従事者」（前年差10万人増、前年比1.7%増）、「サービス職業従事者」（同6万人増、同2.9%増）であった。

（付表18-1、18-2）

(5) 企業規模別雇用者数

雇用者数のうち、令和4年の女性の非農林業雇用者数は2,739万人、男性の非農林業雇用者数は3,244万人であった。

非農林業女性雇用者数を企業規模別にみると、「500人以上」が809万人（非農林業女性雇用者総数に占める割合29.5%）と最も多く、次いで「1～29人」726万人（同26.5%）、「100～499人」510万人（同18.6%）、「30～99人」415万人（同15.2%）の順となっており、「官公」は248万人（同9.1%）となっている。「1～29人」（前年差6万人増、前年比0.8%増）、「500人以上」（同7万人増、同0.9%増）、「30～99人」（同6万人増、同1.5%増）、「100～499人」（同4万人増、同0.8%増）全て前年よりも増加した。

男性は「500人以上」が1,079万人（非農林業男性雇用者総数に占める割合33.3%）と最も多く、「1～29人」766万人（同23.6%）、「100～499人」614万人（同18.9%）、「30～99人」469万人（同14.5%）の順となっており、「官公」は286万人（同8.8%）となっている。「500人以上」（前年差6万人増、前年比0.6%増）、「100～499人」（同6万人増、同1.0%増）は前年に比べ増加しているが、「30～99人」（前年同）は前年同、「1～29人」（同12万人減、同1.5%減）は、は前年よりも減少した。

（付表19-1、19-2）

(6) 雇用契約期間・雇用形態別雇用者数

① 雇用契約期間別雇用者数

～男女とも有期の契約の契約期間は「6か月超1年以下」が最も多い

令和4年の女性雇用者数を雇用契約期間別にみると、「無期の契約」は1,567万人（女性雇用者総数に占める割合56.7%）「有期の契約」は827万人（同29.9%）となっている。有期の契約のうち、「6か月超1年以下」が288万人（女性雇用者総数に占める割合10.4%）と最も多く、次いで「1年超3年以下」151万人（同5.5%）、「3か月超6か月以下」91万人（同3.3%）の順となっている。

男性は「無期の契約」が2,203万人（男性雇用者総数に占める割合67.2%）、「有期の契約」は603万人（同18.4%）となっている。有期契約のうち「6か月超1年以下」が201万人（男性雇用者総数に占める割合6.1%）と最も多く、次いで「1年超3年以下」101万人（同3.1%）、「5年超」71万人（同2.2%）の順となっている。（付表20-3、20-4）

② 雇用形態別雇用者数 ～女性は正規の職員・従業員の割合が上昇

役員を除く雇用者数を雇用形態（勤め先での呼称による）別にみると、令和4年の女性は、「正規の職員・従業員」が1,250万人（前年差28万人増、前年比2.3%増）、「非正規の職員・従業員」が1,432万人（同19万人増、同1.3%増）となり、前年に比べ「正規の職員・従業員」は8年連続で増加した。

「非正規の職員・従業員」のうち「パート・アルバイト」は1,126万人（同10万人増、同0.9%増）、「労働者派遣事業所の派遣社員」は90万人（同3万人増、同3.4%増）、「契約社員・嘱託」は174万人（同5万人増、同3.0%増）、「その他」は43万人（同2万人増、同4.9%増）となった。

女性雇用者総数に占める割合（役員を除く。）は、「正規の職員・従業員」46.6%（前年差0.2ポイント上昇）、「非正規の職員・従業員」53.4%（同0.2ポイント低下）となった。また、「非正規の職員・従業員」の内訳をみると「パート・アルバイト」42.0%（同0.4ポイント低下）、「労働者派遣事業所の派遣社員」3.4%（同0.1ポイント上昇）、「契約社員・嘱託」6.5%（同0.1ポイント上昇）、「その他」1.6%（前年同）となった。

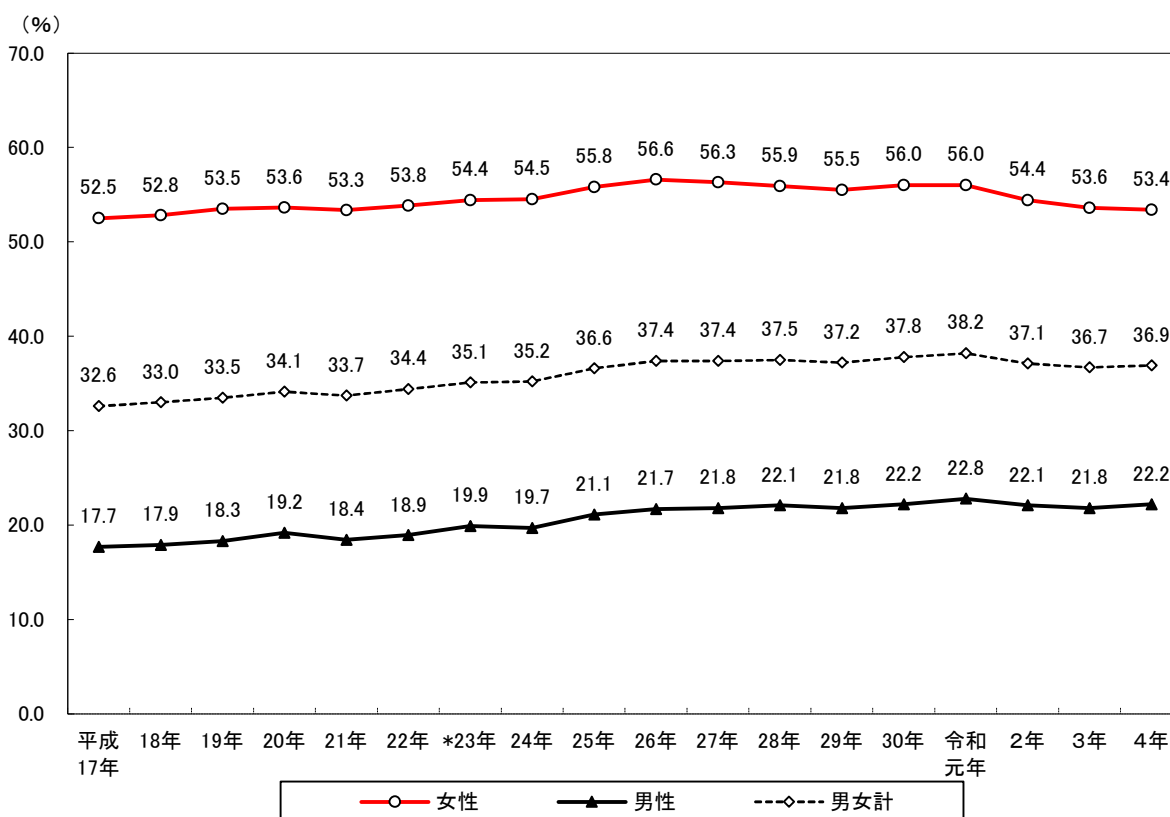
男性は、「正規の職員・従業員」が2,348万人（前年差5万人増、前年比0.2%増）、「非正規の職員・従業員」が669万人（同17万人増、同2.6%増）となった。

「非正規の職員・従業員」のうち「パート・アルバイト」は349万人（前年差9万人増、前年比2.6%増）、「労働者派遣事業所の派遣社員」は59万人（同6万人増、同11.3%増）、「契約社員・嘱託」は221万人（同3万人増、同1.4%増）、「その他」は40万人（同1万人減、同2.4%減）となっている。

男性雇用者総数に占める割合（役員を除く。）は、「正規の職員・従業員」77.8%（前年差0.5ポイント低下）、「非正規の職員・従業員」22.2%（同0.4ポイント上昇）となった。「非正規の職員・従業員」の内訳をみると「パート・アルバイト」11.6%（同0.2ポイント上昇）、「労働者派遣事業所の派遣社員」2.0%（0.2ポイント上昇）、「契約社員・嘱託」7.3%（前年同）、「その他」1.3%（0.1ポイント低下）となった。

（図表1-2-12, 付表21-1, 21-2）

図表1-2-12 非正規の職員・従業員の割合の推移



資料出所：総務省「労働力調査」

注) 平成24年以前は詳細集計の結果を掲載している。

* 平成23年は補完推計値（2頁※参照）。

(7) 女性の配偶関係別雇用者数

～非農林業女性雇用者数に占める割合は「有配偶」が最も高い

令和4年の非農林業女性雇用者数を配偶関係別にみると、「有配偶」が1,581万人（非農林業女性雇用者数に占める割合57.7%）と最も多く「未婚」は829万人（同30.3%）、「死別・離別」は307万人（同11.2%）となっている。（付表22）

(8) 教育別雇用者数の構成比

～女性は、「大学」卒及び「大学院」卒で2割以上を占めている

総務省「労働力調査（詳細集計）」により、役員を除く雇用者数を教育の状況別にその構成比をみると、令和4年の女性は、「在学中」が4.0%（前年差0.1ポイント上昇）、「小学・中学・高校・旧中卒」が41.4%（同0.3ポイント低下）、「短大・高専卒」が28.1%（同0.2ポイント低下）、「大学卒」が23.3%（同0.8ポイント上昇）、「大学院卒」が1.8%（同0.1ポイント上昇）となっている。

男性は、「在学中」が3.6%（前年差0.3ポイント上昇）、「小学・中学・高校・旧中卒」が43.2%（同1.0ポイント低下）、「短大・高専卒」が10.8%（同0.2ポイント低下）、「大学卒」が35.4%（同1.0ポイント上昇）、「大学院卒」が5.4%（同0.1ポイント上昇）となっている。（付表26）

(9) 一般労働者の平均勤続年数、平均年齢

① 一般労働者の平均勤続年数

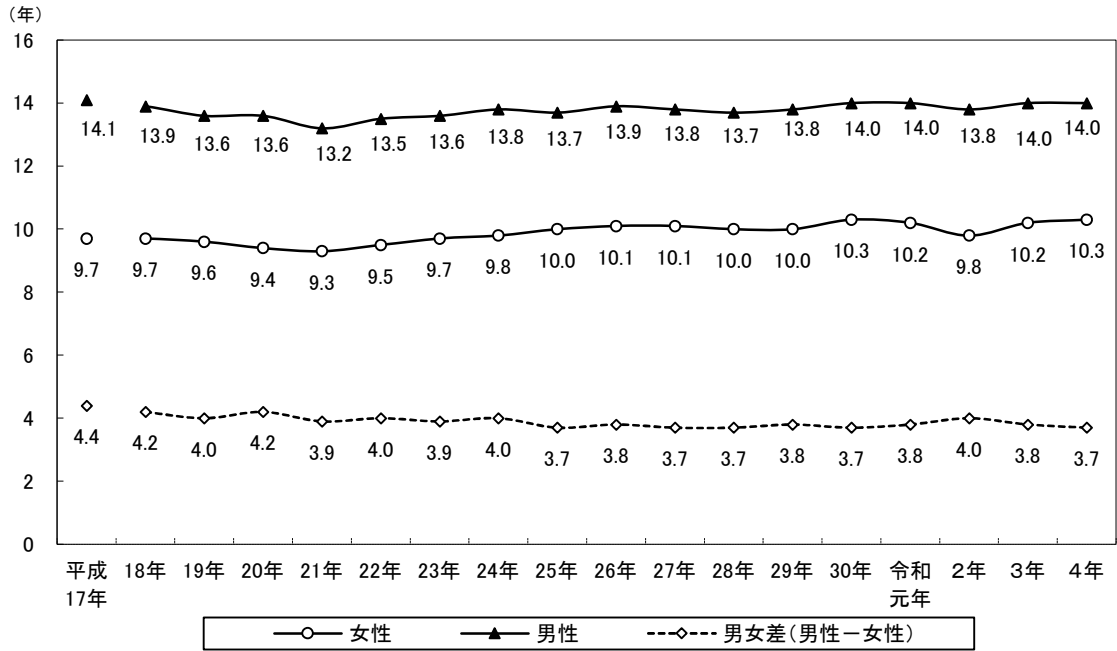
～女性正社員・正職員10.3年、正社員・正職員以外8.3年

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所。以下「企業規模10人以上」という。）により、令和4年の一般労働者の平均勤続年数をみると、正社員・正職員の女性は10.3年（前年10.2年）、男性は14.0年（同14.0年）と、女性は0.1年長くなり、男性は前年と同じで、男女差は3.7年であった。

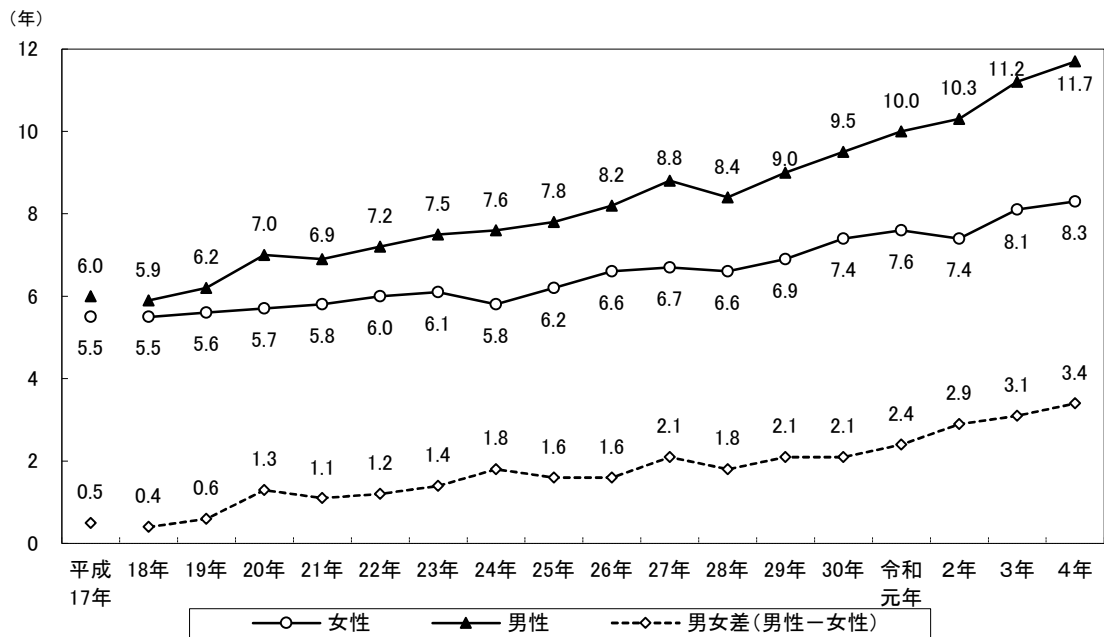
また、正社員・正職員以外の女性は8.3年（前年8.1年）、男性は11.7年（同11.2年）と、男女とも前年に比べ長くなり、男女差は3.4年であった。

（図表1-2-13, 付表27）

図表 1-2-13 一般労働者の平均勤続年数の推移〔正社員・正職員〕



〔正社員・正職員以外〕



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- 注) 1 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
 2 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
 3 「正社員・正職員」は事業所で正社員、正職員とする者をいい、「正社員・正職員以外」とは、「正社員・正職員」に該当しない者をいう。
 4 企業規模10人以上の結果を集計している。
 5 平成30年から、常用労働者の定義が変更されている。(変更前：1か月を超える期間を定めて雇われている者、変更後：1か月以上の期間を定めて雇われている者)
 6 平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。
 7 令和2年より推計方法を変更している。
 8 7に伴い、平成18年から令和元年は、令和2年以降と同様の推計方法を用いた結果を掲載している。

② 一般労働者の平均年齢

～女性正社員・正職員 40.8 歳、正社員・正職員以外 47.7 歳

令和 4 年の一般労働者の平均年齢は、正社員・正職員の女性は 40.8 歳（前年 40.6 歳）、男性は 43.5 歳（同 43.1 歳）であり、女性は 0.2 歳低く、男性は 0.4 歳高くなった。

また、正社員・正職員以外の女性は 47.7 歳（前年 47.3 歳）、男性は 52.8 歳（同 52.3 歳）であり、前年に比べ女性は 0.4 歳、男性は 0.5 歳高くなった。

（付表 28）

第3節 労働市場の状況

1 一般職業紹介状況 ～新規求人倍率、有効求人倍率ともに上昇

厚生労働省「職業安定業務統計」により、新規学卒者及びパートタイムを除く一般職業紹介状況をみると、令和4年平均の新規求人数（男女計）は、月あたり52万7,620人と前年に比べ4万6,515人増加（前年比9.7%増）した。

新規求職者数（男女計）は、24万2,935人と前年に比べ4,843人の減少（前年比2.0%減）し、13年連続で減少となった。

新規求人倍率は2.17倍と前年に比べて0.23ポイント上昇した。また、有効求人倍率は1.28倍と前年と比べて0.16ポイント上昇した。（付表32）

2 一般労働者の入職・離職状況

(1) 一般労働者の入職者数、離職者数 ～女性の入職者数、離職者数ともに増加

厚生労働省「雇用動向調査」（再集計・確報版）により、一般労働者（常用労働者のうち、パートタイム労働者（常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が少ない者）を除く者）の労働移動の状況をみると、令和4年上半期の女性の入職者数は134万4千人（前年同期差17万2.2千人増、前年同期比14.7%増）となった。一方、女性の離職者数は106万6.9千人（同6万6.5千人増、同6.6%増）となった。

男性については、一般労働者の入職者数は156万8.1千人（前年同期差10万6.5千人増、前年同期比7.3%増）、離職者数は146万6.6千人（同14万3.4千人増、同10.8%増）となった。（付表33-1）

(2) 一般労働者の入職率、離職率 ～男女とも入職超過

令和4年上半期の女性の一般労働者の入職率（年初の常用労働者に対する入職者の割合）は10.0%（前年同期8.7%）、離職率（年初の常用労働者に対する離職者の割合）は7.9%（同7.4%）となっており、2.1ポイントの入職超過となっている。

男性の入職率は6.6%（前年同期6.2%）、離職率は6.2%（同5.6%）となっており、0.4ポイントの入職超過となっている。（付表33-2）

(3) 職歴別一般労働者への入職者の状況 ～男女とも転職入職者が増加

令和4年上半期の入職者のうち一般労働者の職歴（入職前1年間の就業経験の有無）をみると、女性の入職者数は134万4.0千人（前年同期117万1.8千人）であり、そのうち「転職入職者」（当該事業所に入職する前1年間に就業経験のある者）は78万6.4千人、「未就業入職者」（当該事業所に入職する前1年間に就業経験が

なかった者)は55万7.6千人となっており、前年同期に比べ「転職入職者」は14万5.6千人増となっている。また「未就業入職者」のうち「新規学卒者」(当該事業所に入職する前1年間に就業していなかった者で調査年に学校を卒業した者)が41万5千人(前年同期差3万1.7千人減)、「新規学卒者以外」が14万2.6千人(同5万8.2千人増)となっている。

職歴別の構成比は「転職入職者」が前年同期に比べ3.8ポイント上昇し58.5%、「未就業入職者」が3.8ポイント低下し41.5%となっている。「未就業入職者」のうち「新規学卒者」は30.9%(前年同期差7.2ポイント低下)、「新規学卒者以外」は10.6%(同3.4ポイント上昇)となっている。(付表35-1、35-2)

男性の入職者数は156万8.1千人(前年同期146万1.6千人)であり、そのうち「転職入職者」は100万4千人、「未就業入職者」は56万4.1千人となっており、前年同期に比べ「転職入職者」は10万5.1千人増となっている。また「未就業入職者」については「新規学卒者」が43万7千人(前年同期差1万9.4千人減)、「新規学卒者以外」が12万7.1千人(同2万0.8千人増)となっている。

職歴別の構成比は「転職入職者」が前年同期に比べ2.5ポイント上昇し64.0%、「未就業入職者」が2.5ポイント低下し36.0%となっている。「未就業入職者」のうち「新規学卒者」は27.9%(前年同期差3.3ポイント低下)、「新規学卒者以外」は8.1%(同0.8ポイント上昇)となっている。(付表36-1、36-2)

3 新規学卒者の就職状況

(1) 新規高等学校卒業生、新規大学卒業生の就職率

① 新規高等学校卒業生の就職率 ～女子は低下、男子は前年同

文部科学省「令和4年3月新規高等学校卒業生の就職状況(令和4年3月末現在)に関する調査」により、就職を希望する高等学校新卒者の就職状況をみると、令和4年3月卒業生の就職率(令和4年3月末現在)は前年同の97.9%であった。これを男女別にみると、女子は前年に比べ0.1ポイント低下し97.0%、男子は前年と同じ98.4%となっており、女子が男子を1.4ポイント下回っている。

(付表38)

② 新規大学卒業者の就職率 ～男子・女子とも低下

厚生労働省・文部科学省「大学等卒業者の就職状況調査」により、令和4年3月大学(学部)卒業者の就職状況(令和4年4月1日現在)をみると、就職率は95.8%となっている。これを男女別にみると、女子は97.1%、男子は94.6%となっており、女子が男子を2.5ポイント上回っている。前年と比べると、女子は0.1ポイント、男子は0.4ポイント低下した。(付表39)

(2) 学歴別新規学卒就職者数 ～男子・女子とも大学卒の割合過去最高

文部科学省「学校基本統計」により、令和4年3月の新規学卒就職者数を学歴別にみると、女子は大学卒業者が22万2,432人と最も多く、次いで高等学校卒業生5万4,141人、短期大学卒業生3万2,260人、中学校卒業生277人の順となっている。前年と比べると、大学卒業生は4,115人増加した。高等学校卒業生は5,245人減、短期大学卒業生は1,135人減、中学校卒業生は1人増となっている。

また、学歴別の構成比をみると、大学卒業生は前年に比べ1.9ポイント上昇し72.0%となり、中学校卒業生は前年同、高等学校卒業生は1.6ポイント、短期大学卒業生は0.3ポイント低下し、それぞれ0.1%、17.5%、10.4%となった。

男子は大学卒業生が21万7,251人と最も多く、次いで高等学校卒業生9万1,746人、短期大学卒業生2,835人、中学校卒業生1,301人の順となっている。前年と比べると、大学卒業生は2,778人増加した。高等学校卒業生は7,994人減、短期大学卒業生は17人増となった。中学校卒業生は87人減少し、8年連続で減少となった。

また、学歴別の構成比をみると、大学卒業生は前年に比べ2.0ポイント上昇し69.4%となる一方、高等学校卒業生は2.0ポイント低下し、29.3%となった。中学校卒業生は0.4%、短期大学卒業生も前年と同じで0.9%だった。

(付表40-1、40-2)

(3) 高等学校卒業者の就職状況

① 卒業生数、就職者数、卒業生に占める就職者割合

～卒業生に占める就職者割合は男女とも低下

令和4年3月の女子の高等学校卒業生数は、48万9,522人(前年数49万9,639人)であり、うち就職者数は5万4,141人(前年比8.8%減)、卒業生に占める就職者の割合は11.1%と、前年に比べ0.8ポイント低下した。

男子は高等学校卒業生数が50万708人(前年数51万2,368人)であり、うち就職者数は9万1,746人(前年比8.0%減)、卒業生に占める就職者の割合は18.3%と、前年に比べ1.2ポイント低下した。(付表40-1、41)

② 産業別新規学卒就職者 ～男女とも「製造業」が最も多い

令和4年3月に高等学校を卒業した者のうち、就職者を産業別にみると、女子は「製造業」が31.4%、「卸売業，小売業」が15.7%、「医療，福祉」が11.3%、「生活関連サービス業，娯楽業」が7.0%「宿泊業，飲食サービス業」が6.4%、と、この5産業で全体の71.8%を占めている。前年に比べると「製造業」は2.5ポイントの上昇、「卸売業，小売業」は1.0ポイントの低下、「医療，福祉」は0.8ポイントの低下、「宿泊業，飲食サービス業」は0.5ポイントの上昇、「生活関連サービス業，娯楽業」は変わらずとなった。

男子も、「製造業」が44.5%と最も多く、次いで「建設業」14.1%、「公務（他に分類されるものを除く）」9.7%となっている。前年に比べると「製造業」は1.8ポイントの上昇、「建設業」は0.2ポイントの低下、「公務（他に分類されるものを除く）」は0.2ポイントの低下となった。（付表42-2）

③ 職業別学卒就職者 ～男女ともに「生産工程従事者」が多い

職業別にみると、女子は「生産工程従事者」が26.4%で最も多く、次いで「事務従事者」23.0%、「サービス職業従事者」22.8%の順となっている。男子は「生産工程従事者」が46.6%を占め、次いで「建設・採掘従事者」9.8%、「専門的・技術的職業従事者」9.5%となっている。（付表45-2）

(4) 短期大学卒業者の就職状況

① 卒業者数、就職者数、卒業者に占める就職者割合

～卒業者に占める就職者割合が男女とも低下

令和4年3月の女子の短期大学卒業者数は、4万904人（前年数4万1,804人）であり、うち就職者数は3万2,260人（前年比3.4%減）、卒業者に占める就職者の割合は78.9%と、前年に比べ1.0ポイント低下した。

男子は卒業者数が5,169人（前年数4,975人）であり、うち就職者数は2,835人（前年比0.6%増）、卒業者に占める就職者の割合は54.8%と、前年に比べ1.8ポイント低下した。（付表40-1、41）

② 産業別学卒就職者 ～男女とも「医療，福祉」が最も多い

令和4年3月に短期大学を卒業した者のうち、女子の就職者を産業別にみると、「医療，福祉」が45.3%と最も多く、次いで「教育，学習支援業」19.6%、「卸売業，小売業」9.5%の順となっている。前年に比べると「医療，福祉」は0.6ポイントの低下、「教育，学習支援業」は0.1ポイントの上昇、「卸売業，小売業」は0.1ポイントの低下となった。

男子も「医療，福祉」が28.6%と最も多く、次いで「卸売業，小売業」21.2%、「製造業」11.5%の順となっている。前年に比べると「医療，福祉」は1.0ポイントの上昇、「卸売業，小売業」は2.5ポイントの低下、「製造業」は2.2ポイントの上昇となった。（付表43-2）

③ 職業別学卒就職者 ～男女とも「専門的・技術的職業従事者」が最も多い

職業別にみると、女子は「専門的・技術的職業従事者」が64.5%と最も多く、次いで「事務従事者」15.3%、「サービス職業従事者」9.5%、「販売従事者」8.3%の順となっている。男子も、「専門的・技術的職業従事者」が44.4%と最も多く、次いで「サービス職業従事者」17.8%、「生産工程従事者」14.7%の順となっている。（付表46-2）

(5) 大学卒業者の就職状況

① 卒業者数、就職者数、卒業者に占める就職者割合

～卒業者に占める就職者割合が男女ともに上昇

令和4年3月の女子の大学卒業者数は、27万7,974人（前年数27万3,641人）であり、うち就職者数は22万2,432人（前年比1.9%増）、卒業者に占める就職者の割合は80.0%と、前年と比べ0.2ポイント上昇した。

男子は、卒業者数が31万2,163人（前年数30万9,877人）であり、うち就職者数は21万7,251人（前年比1.3%増）、卒業者に占める就職者の割合は69.6%と、前年に比べ0.4ポイント上昇した。（付表40-1、41）

② 産業別学卒就職者

～女子は「医療，福祉」、男子は「卸売業，小売業」が最も多い

令和4年3月に大学を卒業した者のうち、女子の就職者を産業別にみると、「医療，福祉」が22.1%と最も多く、次いで「卸売業，小売業」14.6%、「教育，学習支援業」9.6%、「情報通信業」9.6%、「製造業」7.7%となっている。前年に比べると「医療，福祉」は0.8ポイントの上昇、「卸売業，小売業」は0.4ポイントの低下、「教育，学習支援業」は同じ、「情報通信業」は0.1ポイントの上昇、「製造業」は0.1ポイントの上昇であった。

男子は「卸売業，小売業」が15.9%と最も多く、次いで「情報通信業」13.0%、「製造業」12.6%、「サービス業（他に分類されないもの）」8.0%、「建設業」7.6%となっている。前年に比べると「卸売業，小売業」は0.2ポイントの低下、「製造業」は変わらず、「情報通信業」は0.6ポイントの上昇、「サービス業（他に分類されないもの）」は0.5ポイントの上昇、「建設業」は0.1ポイントの低下であった。（付表44-2）

③ 職業別学卒就職者 ～男女とも「専門的・技術的職業従事者」が最も多い

職業別にみると、女子は「専門的・技術的職業従事者」が 43.5%と最も多く、次いで「事務従事者」26.8%、「販売従事者」20.0%の順となっている。男子も「専門的・技術的職業従事者」が 38.6%と最も多く、次いで「販売従事者」27.0%、「事務従事者」21.7%の順となっている。

(付表 47-2)

第4節 労働条件等の状況

1 賃金

(1) 一般労働者の賃金

① 正社員・正職員

～女性、男性ともに、きまって支給する現金給与額、所定内給与額ともに前年を上回っている。

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（企業規模10人以上）によると、令和4年の女性一般労働者の正社員・正職員のきまって支給する現金給与額は、29万5,600円（前年比2.3%増）であった。うち所定内給与額（きまって支給する現金給与額から、超過労働給与額を差し引いた額）は27万6,400円（同2.1%増）となり、きまって支給する現金給与額、所定内給与額ともに前年を上回った。

一方、男性のきまって支給する現金給与額については、38万9,800円（前年比1.6%増）で、うち所定内給与額は35万3,600円（同1.4%増）となり、きまって支給する現金給与額、所定内給与額ともに前年を上回った。

（図表1-4-1, 付表54）

図表1-4-1 一般労働者の正社員・正職員の賃金実態

	きまって支給する現金給与額		年間賞与その他 特別給与額	所定内 実労働時間数	超過 実労働時間数
	(千円)	(千円)			
男女計	358.5 (353.0)	328.0 (323.4)	1003.5 (991.9)	166 (166)	12 (12)
女性	295.6 (288.9)	276.4 (270.6)	767.5 (752.3)	164 (163)	8 (7)
男性	389.8 (383.7)	353.6 (348.8)	1120.8 (1106.7)	167 (167)	15 (14)

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和4年）

- 注) 1 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
2 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
3 「正社員・正職員」は事業所で正社員、正職員とする者をいい、「正社員・正職員以外」とは、「正社員・正職員」に該当しない者をいう。
4 企業規模10人以上の結果を集計している。

② 正社員・正職員以外

～男女ともきまって支給する現金給与額・所定内給与額が前年を上回る

令和4年の女性一般労働者の正社員・正職員以外のきまって支給する現金給与額は、20万9,700円（前年比1.6%増）、うち所定内給与額は19万8,900円（同1.8%増）となり、きまって支給する現金給与額、所定内給与額ともに前年を上回った。

一方、男性のきまって支給する現金給与額については、26万9,300円（前年比2.9%増）、うち所定内給与額は24万7,500円（同2.6%増）となり、きまって支給する現金給与額、所定内給与額ともに前年を上回った。

（図表1-4-2, 付表54）

図表1-4-2 一般労働者の正社員・正職員以外の賃金実態

	きまって支給する現金給与額		所定内給与額		年間賞与その他 特別給与額 (千円)	所定内 実労働時間数 (時間)		超過 実労働時間数 (時間)		
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	
男女計	237.1	(232.0)	221.3	(216.7)	219.6	(216.2)	161	(161)	9	(8)
女性	209.7	(206.3)	198.9	(195.4)	148.7	(153.9)	159	(159)	6	(6)
男性	269.3	(261.6)	247.5	(241.3)	303.0	(288.1)	164	(163)	11	(10)

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和4年）

- 注) 1 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
 2 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
 3 「正社員・正職員」は事業所で正社員、正職員とする者をいい、「正社員・正職員以外」とは、「正社員・正職員」に該当しない者をいう。
 4 企業規模10人以上の結果を集計している。

(2) 男女間賃金格差

① 一般労働者の男女間賃金格差 ～所定内給与額の男女間格差は75.7

令和4年の一般労働者（常用労働者のうち短時間労働者以外の者）の所定内給与額は女性が25万8,900円、男性は34万2,000円となっており、男女間の賃金格差（男性=100.0とした場合の女性の所定内給与額）は75.7（前年75.2）となっている。（図表1-4-3、1-4-4、付表54）

図表 1-4-3 男女間の賃金格差の要因（単純分析）

要 因	男女間賃金格差		男女間 格差 縮小の 程度 ②-①
	調 整 前 (原数値) ①	調 整 後 ②	
勤続年数	75.7	79.4	3.7
役 職		85.4	9.7
年 齢		76.3	0.6
学 歴		77.2	1.5
労働時間		77.6	1.9
企業規模		75.7	0.0
産 業		73.6	-2.1

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和4年）より厚生労働省雇用環境・均等局算出。

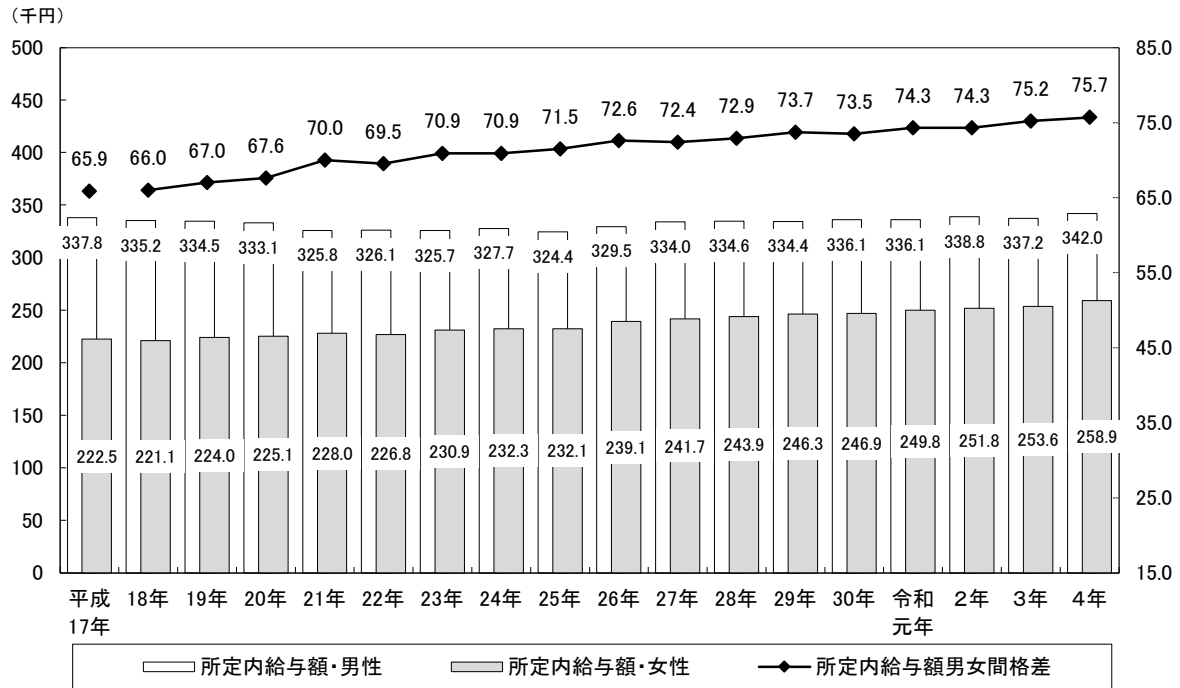
注) 1 「調整前（原数値）」は男性100に対する、実際の女性の賃金水準

2 「調整後」は女性の各要因の労働者構成が男性と同じと仮定した場合の賃金水準

この格差について、学歴や年齢、勤続年数、役職（部長級、課長級、係長級などの役職）の違いによって生じる賃金格差生成効果（女性の労働者構成が男性と同じであると仮定して算出した女性の平均所定内給与額を用いて男性との比較を行った場合に、格差がどの程度縮小するかをみて算出）を算出すると、役職の違いによる影響が9.7と最も大きく、そのほか勤続年数の違いによる影響も3.7と大きくなっている。

その他の項目による影響は、年齢が0.6、学歴が1.5、労働時間が1.9、企業規模が0.0、産業が-2.1となっている。

図表 1 - 4 - 4
一般労働者の所定内給与額及び男女間賃金格差の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- 注) 1 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
 2 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
 3 「正社員・正職員」は事業所で正社員、正職員とする者をいう。
 4 企業規模10人以上の結果を集計している。
 5 男女間格差は、男性の所定内給与額を100.0とした場合の女性の所定内給与額を次の式により算出した。

$$\text{所定内給与額の男女間格差} = \frac{\text{女性の所定内給与額}}{\text{男性の所定内給与額}} \times 100$$

 6 平成30年より、次のとおり常用労働者の定義が変更されている。(平成29年までは1か月を超える期間)。常用労働者…1か月以上の期間を定めて雇われている者
 7 平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。
 8 令和2年より推計方法を変更している。
 9 ※平成18～令和元年は令和2年以降と同じ推計方法で集計した数値を掲載したものである。

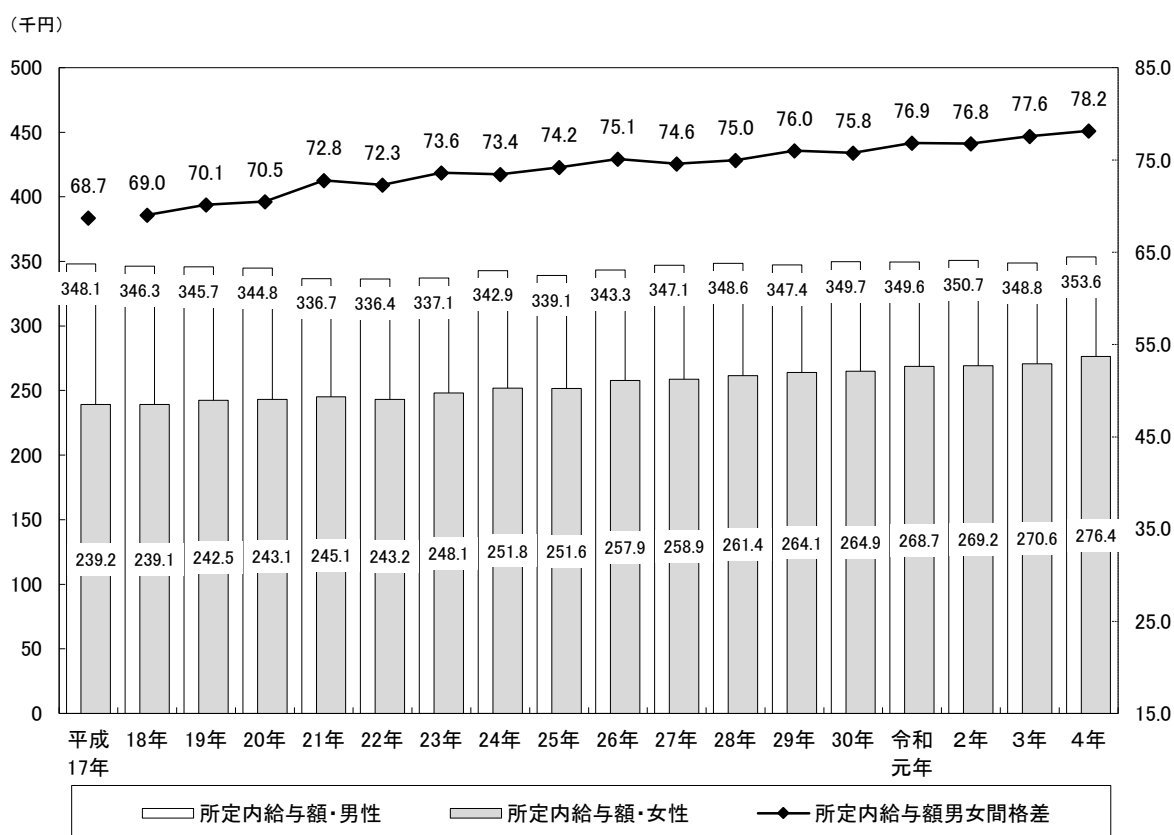
② 雇用形態別男女間の賃金格差

～正社員・正職員の所定内給与額の男女間賃金格差は 78.2

一般労働者の正社員・正職員の男女間の賃金格差（男性＝100.0 とした場合の女性の給与額（又は所定内給与額））は、きまって支給する現金給与額で 75.8（前年 75.3）、所定内給与額で 78.2（同 77.6）となった。正社員・正職員以外については、きまって支給する現金給与額で 77.9（前年 78.9）、所定内給与額で 80.4（同 81.0）となった。

（図表 1－4－5、付表 54）

図表 1－4－5
一般労働者の正社員・正職員の所定内給与額及び男女間賃金格差の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- 注) 1 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
 2 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
 3 「正社員・正職員」は事業所で正社員、正職員とする者をいう。
 4 企業規模10人以上の結果を集計している。
 5 男女間格差は、男性の所定内給与額を100.0とした場合の女性の所定内給与額を次の式により算出した。

$$\text{所定内給与額の男女間格差} = \frac{\text{女性の所定内給与額}}{\text{男性の所定内給与額}} \times 100$$

 6 平成30年より、次のとおり常用労働者の定義が変更されている。（平成29年までは1か月を超える期間）。常用労働者…1か月以上の期間を定めて雇われている者
 7 平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。
 8 令和2年より推計方法を変更している。
 9 ※平成18～令和元年は令和2年以降と同じ推計方法で集計した数値を掲載したものである。

(3) 新規学卒者の学歴別所定内給与及び男女間格差

～所定内給与は高校卒、大学卒で増加

新規学卒者（令和4年3月卒）の所定内給与は、女性は高校卒で17万7,600円（前年比0.7%増）、大学卒で22万7,200円（同1.5%増）であった。

また、男性は高校卒で18万3,400円（前年比1.0%増）、大学卒で22万9,700円（同1.3%増）であった。

新規学卒者の所定内給与について男女間の格差（男性＝100.0とした場合の女性の初任給）をみると、高校卒で96.8（前年差0.3ポイント低下）、大学卒で98.9（同0.1ポイント上昇）となっている。

（付表 60）

2 労働時間

(1) 常用労働者の総実労働時間、所定内労働時間、出勤日数

～男女とも総実労働時間数が増加

厚生労働省「毎月勤労統計調査」（事業所規模5人以上）によると、令和4年の女性常用労働者1人平均月間総実労働時間は118.5時間（前年差0.3時間増、前年比0.3%増）、うち所定内労働時間は112.9時間（同0.2時間減、同0.2%減増）、所定外労働時間は5.6時間（同0.5時間増、同9.8%増）であった。前年と比べると、総実労働時間、所定外労働時間が増加した。

男性は総実労働時間152.2時間（前年差0.3時間増、前年比0.2%増）、うち所定内労働時間は137.9時間（同0.3時間減、同0.2%減）、所定外労働時間は14.3時間（同0.6時間増、同4.4%増）であり、前年と比べると、女性と同様、総実労働時間、所定外労働時間が増加した。

また、平均月間出勤日数は、女性16.6日（前年差0.2日減、前年比1.2%減）、男性18.5日（同0.1日減、同0.5%減）である。

（付表 61）

(2) 産業別労働時間、出勤日数

～女性の労働時間は「鉱業、採石業、砂利採取業」、「情報通信業」で長い

常用労働者の労働時間についてみると、女性は118.5時間（前年差0.3時間増、前年比0.3%増）、男性は152.2時間（同0.3時間増、同0.2%増）であった。女性の産業別の総実労働時間数は、「鉱業、採石業、砂利採取業」150.9時間（同3.6時間減、同2.3%減）と、「情報通信業」142.7時間（同3.1時間減、同2.1%減）で長く、「宿泊業、飲食サービス業」80.1時間（同3.7時間増、同4.8%増）と、「生活関連サービス業、娯楽業」112.7時間（同4.6時間増、同4.3%増）で短い。

出勤日数についてみると、女性は16.6日（前年差0.2日減、前年比1.2%減）、男性は18.5日（同0.1日減、同0.5%減）であった。女性の産業別の出勤日数は、「鉱業、採石業、砂利採取業」19.2日（同0.4日減、同2.0%減）で多く、「宿泊業、飲食サービス業」13.4日（同0.1日増、同0.8%増）で少ない。

（付表 62-1）

3 勤労者世帯の家計

(1) 勤労者世帯の収入 ～平均実収入 2.0%増

総務省「家計調査」によると、令和4年の二人以上の世帯のうち勤労者世帯（農林漁家世帯を含む。以下同じ。）1世帯当たりの1か月の平均実収入は61万7,654円（前年比2.0%増）で、内訳をみると、世帯主の収入は45万906円（同1.4%増）、配偶者（うち女性）の収入が9万4,573円（同7.3%増）であった。（付表 80）

また、二人以上の世帯のうち勤労者世帯の中で、核家族世帯について、1か月の平均実収入を共働き世帯と世帯主のみ働いている世帯とで比較してみると、共働き世帯の実収入は1世帯あたり1か月69万316円（前年比0.2%減）、世帯主のみ働いている世帯は56万553円（同2.9%増）となっており、共働き世帯は世帯主のみ働いている世帯を12万9,763円上回っている。

なお、核家族共働き世帯の世帯主の勤め先収入は47万3,797円（前年比0.9%減）だが、世帯主のみ働いている世帯は49万4,988円（同3.2%増）で、共働き世帯を2万1,191円上回っている。

一方、核家族共働き世帯の妻の勤め先収入は17万8,012円（前年比3.6%増）で、実収入に占める割合は25.8%となり、前年の24.8%に比べ1.0ポイント上昇した。

（付表 81）

(2) 勤労者世帯の消費支出 ～消費支出 3.6%増

令和4年の勤労者世帯1世帯当たり1か月の消費支出は32万627円（前年比3.6%増）となった。（付表80）

消費支出の内訳の構成比を核家族共働き世帯（消費支出33万6,332円）と世帯主のみ働いている核家族世帯（同31万374円）で比較してみると、共働き世帯の方が「被服及び履物」、「交通・通信」、「教育」、「教養娯楽」等について高くなっており、「住居」等は低くなっている。

（付表81）

第5節 短時間労働者の状況

1 短時間労働者の就業状況

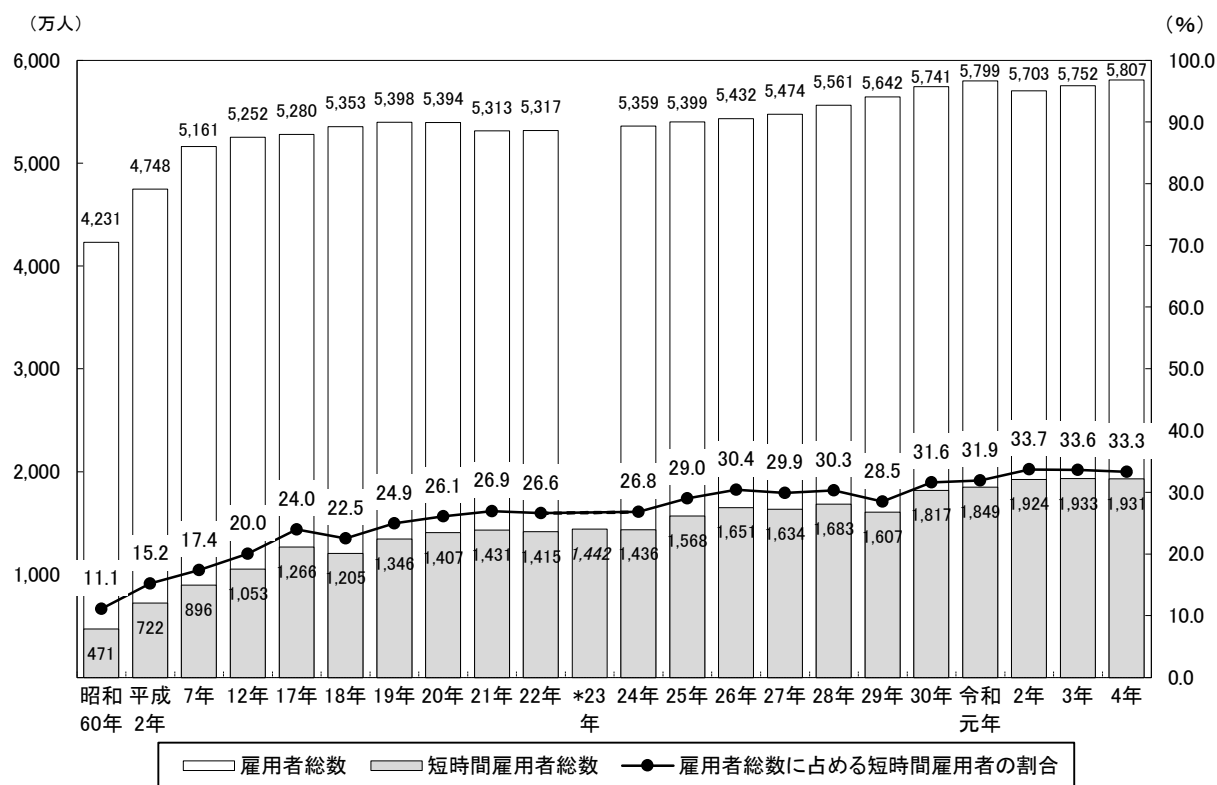
(1) 短時間雇用者数、雇用者総数に占める短時間雇用者の割合

～雇用者総数に占める短時間雇用者の割合は33.3%

総務省「労働力調査」によると、非農林業雇用者（休業者を除く。以下同じ。）のうち週間就業時間が35時間未満雇用者（以下、「短時間雇用者」という。）は、令和4年には1,931万人（男女計）となり、前年に比べ2万人減少した。非農林業雇用者総数（5,807万人）に占める短時間雇用者の割合は33.3%となり、0.3ポイント低下した。

（図表1-5-1、付表82）

図表1-5-1 短時間雇用者数及び雇用者総数に占める短時間雇用者の割合の推移



資料出所：総務省「労働力調査」

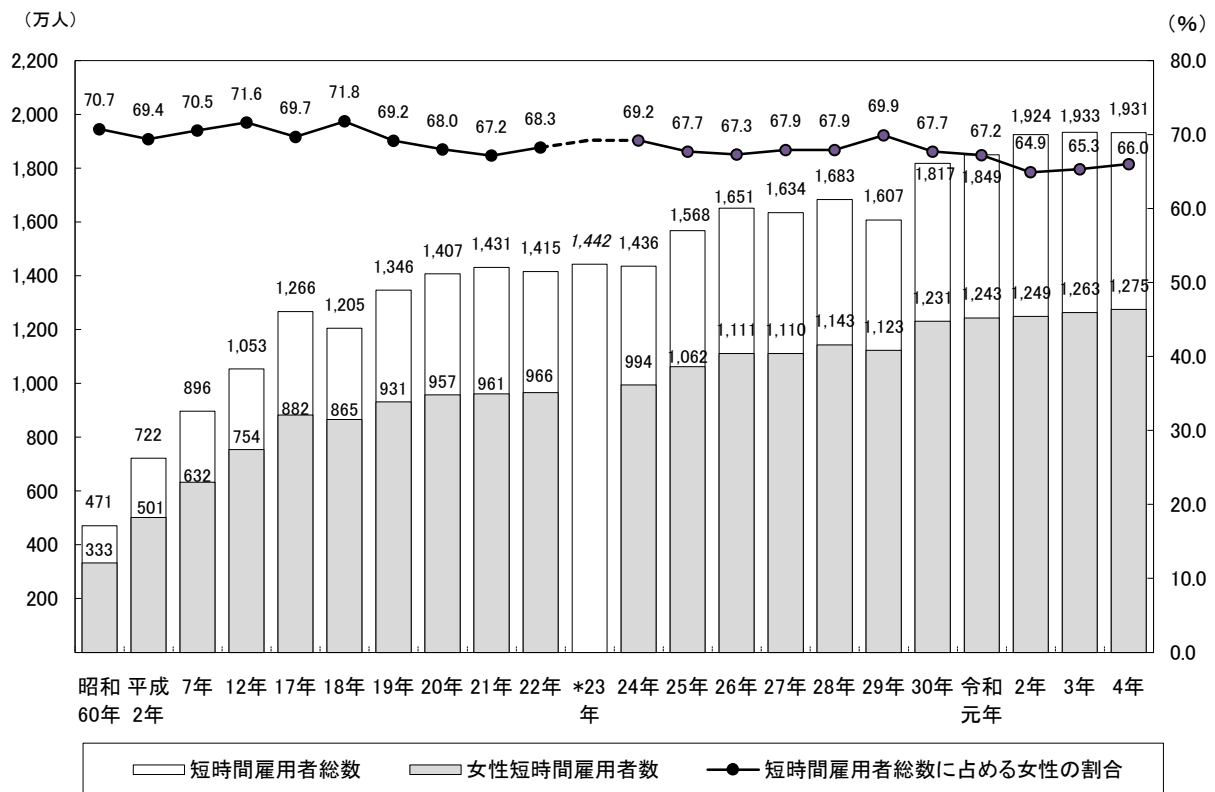
- 1 「短時間雇用者」は、非農林業雇用者（休業者を除く。）のうち、週間就業時間35時間未満の者をいう。
- 2 雇用者総数は農林業及び休業者を除く。
- 3 平成23年の「短時間雇用者総数」（斜体）は、補完推計値を平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値。なお、「雇用者総数」については、遡及推計値が公表されていないため、表章していない。

(2) 男女別短時間雇用者数、短時間雇用者割合 ～短時間雇用者数は女性は増加、男性は減少した

非農林業の短時間雇用者数を男女別にみると、女性は1,275万人（前年差12万人増、前年比1.0%増）、男性は657万人（同13万人減、同1.9%減）となった。

なお、短時間雇用者に占める女性の割合は66.0%となり、前年に比べ0.7ポイント上昇した。（図表1-5-2, 付表82）

図表1-5-2 短時間雇用者数及び短時間雇用者総数に占める女性割合の推移



資料出所：総務省「労働力調査」

- 注) 1 「短時間雇用者」は、非農林業雇用者（休業者を除く。）のうち、週間就業時間35時間未満の者をいう。
 2 平成23年の「短時間雇用者総数」（斜体）は、補完推計値を平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値。なお、「女性短時間雇用者数」については、遡及推計値が公表されていないため、表章していない。

(3) 産業別短時間雇用者数

① 産業別短時間雇用者数

～女性は、「医療, 福祉」が最も多く、男性は「卸売業, 小売業」が最も多い

総務省「労働力調査」により、令和4年の非農林業の女性の短時間雇用者数を産業別にみると、「医療, 福祉」が287万人（女性短時間雇用者総数に占める割合22.5%）と最も多く、次いで「卸売業, 小売業」が285万人（同22.4%）、「宿泊

業、飲食サービス業」148万人（同11.6%）、「製造業」106万人（同8.3%）の順となっている。

男性は「卸売業、小売業」が106万人（男性短時間雇用者総数に占める割合16.1%）と最も多く、次いで「製造業」97万人（同14.8%）、「サービス業（他に分類されないもの）」66万人（同10.0%）、同数で「宿泊業、飲食サービス業」52万人（同7.9%）・「医療、福祉」52万人（同7.9%）の順となっている。

（付表83-1、83-2）

② 短時間雇用者比率（雇用者総数に占める短時間雇用者の割合）

～男女とも「宿泊業、飲食サービス業」の割合が最も高い

雇用者に占める短時間雇用者の割合を産業別にみると、主な産業では、女性は「宿泊業、飲食サービス業」（非農林業女性雇用者に占める割合73.6%）の割合が最も高く、そのほか「卸売業、小売業」（同57.1%）、「サービス業（他に分類されないもの）」（同55.4%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（同54.1%）、「不動産業、物品賃貸業」（同51.0%）において5割を超えている。

男性は「宿泊業、飲食サービス業」（非農林業男性雇用者に占める割合44.8%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（同35.4%）、「教育、学習支援業」（同31.1%）、「不動産業、物品賃貸業」（同28.8%）において割合が高くなっている。

（付表83-2）

(4) 企業規模別短時間雇用者数

① 企業規模別短時間雇用者数

～女性は「1～29人」、男性は「500人以上」が最も多い

非農林業の女性短時間雇用者数を企業規模別にみると、「1～29人」が403万人（女性短時間雇用者総数に占める割合31.6%）と最も多く、次いで「500人以上」361万人（同28.3%）、「100～499人」210万人（同16.5%）、「30～99人」192万人（同15.1%）の順となっており、「官公」は93万人（同7.3%）となっている。

男性は「500人以上」が203万人（男性短時間雇用者総数に占める割合30.9%）で最も多く、次いで「1～29人」175万人（同26.6%）、「100～499人」113万人（同17.2%）、「30～99人」96万人（同14.6%）の順となっており、「官公」は61万人（同9.3%）となっている。

（付表84-1、84-2）

② 企業規模別短時間雇用者比率 ～男女とも「1～29人」が最も高い

非農林業の雇用者に占める短時間雇用者の割合を企業規模別にみると、女性は「1～29人」が最も高く（女性雇用者に占める割合57.2%）、次いで「30～99人」

(同 48.0%)、「500 人以上」(同 46.7%)、「100～499 人」(同 43.0%) の順となっている。また、「官公」は (同 40.1%) となっている。

男性も「1～29 人」が最も高く (男性雇用者に占める割合 23.4%)、次いで「30～99 人」(同 20.8%)、「500 人以上」(同 19.2%)、「100～499 人」(同 18.7%) の順となっている。また、「官公」は (同 21.7%) となっている。

(付表 84-2)

(5) 短時間労働者の労働条件

～女性短時間労働者の平均勤続年数は 6.9 年、1 時間当たり所定内給与額は 1,270 円

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(企業規模 10 人以上)によると、令和 4 年の女性短時間労働者の平均勤続年数は 6.9 年 (前年 6.5 年) と、前年に比べ 0.4 年長くなった。男性は 5.6 (同 5.4 年) 年であり、前年より 0.2 年長くなった。

令和 4 年の女性短時間労働者の 1 日当たり所定内実労働時間数は 5.2 時間で前年と同じだった。また、実労働日数は 15.3 日 (前年差 0.2 日増) であった。男性の 1 日当たり所定内実労働時間数は 5.2 時間で前年に比べ 0.1 時間長くなった。また、実労働日数は 13.7 日 (同 0.2 日増) であった。

(付表 88)

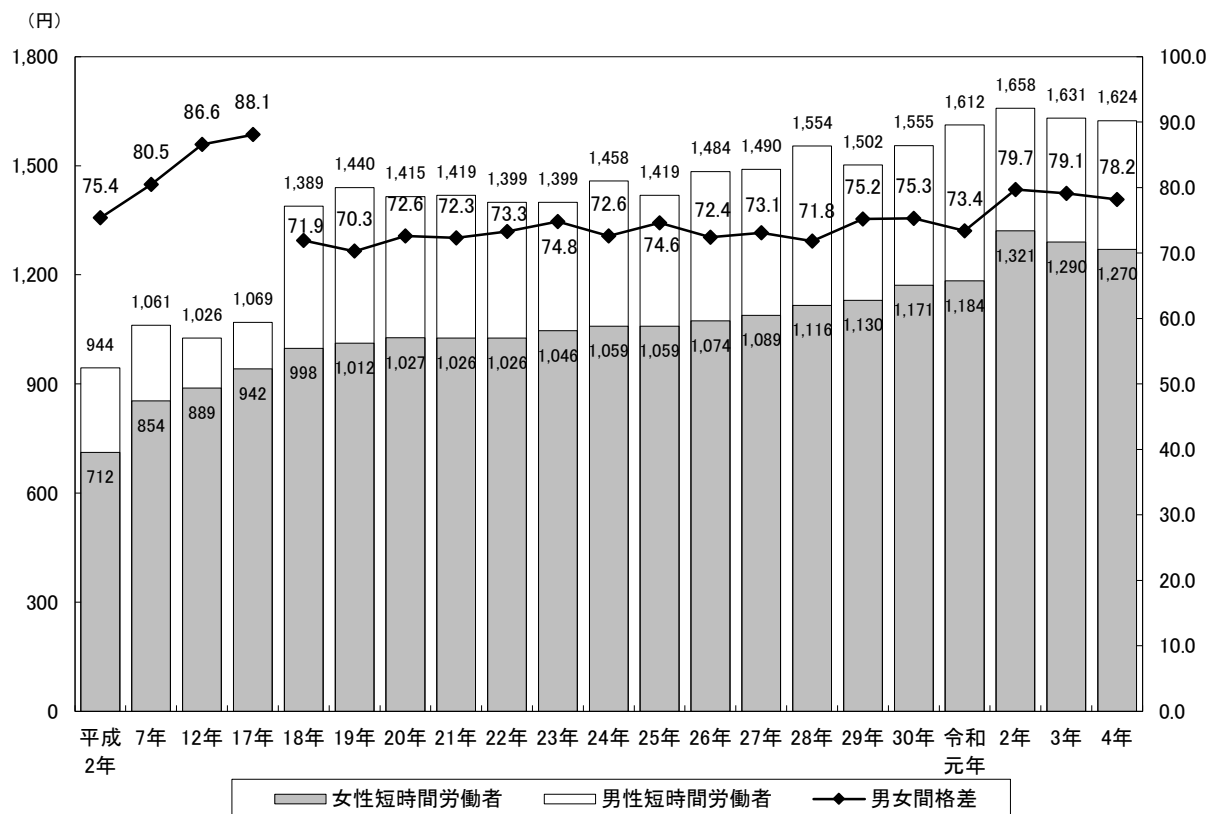
令和 4 年の女性短時間労働者の賃金をみると、1 時間当たりの所定内給与額は 1,270 円で、前年に比べ 20 円減少、一方男性は 1,624 円で、前年に比べ 7 円減少した。また、男女間の賃金格差 (男性=100.0 とした場合の女性の 1 時間当たり所定内給与額) は 78.2 (前年 79.1) となった。

(図表 1-5-3, 付表 89)

短時間労働者に支給された年間賞与その他特別給与額は、女性は 4 万 7,700 円と前年より 4,300 円増加した。男性は 3 万 9,200 円と前年より 1,500 円増加した。

(付表 91)

図表 1-5-3 短時間労働者の1時間あたり所定内給与額と男女間格差の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- 注) 1 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
 2 企業規模10人以上の結果を集計している。
 3 男女間格差は、男性の1時間あたり所定内給与額を100.0とした場合の女性の1時間あたり所定内給与額を次の式により算出した。

$$\text{男女間格差} = \frac{\text{女性の1時間あたり所定内給与額}}{\text{男性の1時間あたり所定内給与額}} \times 100$$

 4 平成30年より、次のとおり常用労働者の定義が変更されている。(平成29年までは1か月を超える期間)。
 常用労働者…1か月以上の期間を定めて雇われている者
 5 平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。
 6 令和2年より推計方法を変更している。
 7 令和元年までは、1時間あたり賃金が著しく高い一部の職種の労働者について集計対象から除いていたが、令和2年より短時間労働者全体を集計対象に含む調査方法に変更している。
 8 ※平成18～令和元年は、令和2年以降と同じ推計方法で集計した数値を掲載したものである。

2 短時間労働者の労働市場

(1) パートタイム労働者の職業紹介状況

～新規求人倍率、有効求人倍率ともに上昇

厚生労働省「職業安定業務統計」により、令和4年のパートタイム労働者（男女計）の職業紹介状況をみると、新規求人数は、月平均33万8,781人で、前年に比べ3万8,286人増加した（前年比12.7%増）。新規求職者数は、月平均13万9,718人であり、890人の増加（同0.6%増）となった。新規求人倍率は2.42倍で前年の2.16倍から0.26ポイント上昇した。また、有効求人倍率は1.28倍となり、前年の1.14倍から0.14ポイント上昇した。

(付表 85)

(2) パートタイム労働者の入職・離職状況

① パートタイム労働者の入職者数、離職者数 ～男女とも入職者が増加

厚生労働省「雇用動向調査（上半期）」により、パートタイム労働者の労働移動の状況をみると、令和4年上半期の女性の入職者数は119万7,000人となり、前年同期に比べ3万700人増加（前年同期比2.6%増）した。一方、離職者数は126万800人となり、前年同期に比べ11万8,200千人増加（同10.3%増）した。

男性については、入職者数が64万9,500人（前年同期差4,300人増、前年同期比0.7%増）となり、離職者数は66万4,400人（同3万7,100人減、同5.3%減）と減少した。
(付表 33-1)

② パートタイム労働者の入職率・離職率 ～女性・男性とも離職超過

厚生労働省「雇用動向調査（上半期）」によると、令和4年上半期の女性のパートタイム労働者の入職率（年初の常用労働者に対する入職者の割合）は11.7%（前年同期11.1%）、離職率（年初の常用労働者に対する離職者の割合）は12.3%（前年同期10.8%）となり、0.6ポイントの離職超過となった。男性の入職率は17.2%（前年同期17.0%）、離職率は17.6%（前年同期18.5%）となっており、0.4ポイントの離職超過となった。
(付表 33-2)

③ 職歴別パートタイム労働者の入職者の状況

～女性の転職入職者は減少、未就業入職者は増加している

令和4年上半期の入職者のうちパートタイム労働者の職歴（入職前1年間の就業経験の有無）をみると、女性の入職者数は119万7,000人（前年同期116万6,300人）であり、そのうち「転職入職者」（当該事業所に入職する前1年間に就業経験のある者）は69万3,400人、「未就業入職者」（当該事業所に入職する前1年間に就業経験がなかった者）は50万3,600人となっており、前年同期に比べ「転職入職者」は1,100人減、「未就業入職者」は3万1,800人増となっている。

また「未就業入職者」のうち「新規学卒者」（当該事業所に入職する前1年間に就業していなかった者で調査年に学校を卒業した者）は17万4,700人（前年同期差4万4,700人増）、「新規学卒者以外」は32万9,000人（同1万2,800人減）となっている。

職歴別の構成比は「転職入職者」が前年同期に比べ1.6ポイント低下し57.9%、「未就業入職者」が前年同期に比べ1.6ポイント上昇して42.1%となっており、「未就業入職者」のうち「新規学卒者」は14.6%（前年同期差3.5ポイント上昇）、「新規学卒者以外」は27.5%（同1.8ポイント低下）となっている。

(付表 35-1、35-2)

男性の入職者数は64万9,500人（前年同期64万5,200人）であり、そのうち「転職入職者」は34万7,600人、「未就業入職者」は30万1,900人となっており、前年同期に比べ「転職入職者」は1万5,200人増となっている。また「未就業入職者」については「新規学卒者」が16万9,500人（前年同期差2万1,200人減）、「新規学卒者以外」が13万2,500人（同1万400人増）となっている。

職歴別の構成比は「転職入職者」が前年同期に比べ2ポイント上昇し53.5%、「未就業入職者」が46.5%となっており、「未就業入職者」のうち「新規学卒者」は26.1%（前年同期差3.5ポイント低下）、「新規学卒者以外」は20.4%（同1.5ポイント上昇）となっている。

（付表36-1、36-2）

第6節 家内労働者の就業状況

1 家内労働者数 ～男女とも減少

厚生労働省「家内労働概況調査」によると、令和4年度の家内労働者数は、9万5,108人で、前年に比べ2,014人の減少（前年比2.1%減）となった。

男女別にみると、女性は8万3,967人（家内労働者総数に占める割合88.3%）、男性は1万1,141人（同11.7%）であり、前年と比べると、女性は2,009人（前年比2.3%減）、男性は5人（同0.04%減）の減少となっている。

類型別にみると、主婦や高齢者等世帯主以外の家族であって、世帯の本業とは別に家計の補助のため家内労働に従事する「内職的家内労働者」は8万9,278人（家内労働者数に占める割合93.9%）、家内労働をその世帯の本業とする世帯主であって、単独で又は家族とともにこれに従事する「専業的家内労働者」は4,308人（同4.5%）、他に本業を有する世帯主であって、本業の合間に単独で又は家族とともに家内労働に従事する「副業的家内労働者」は1,522人（同1.6%）となっている。

前年と比べると、「内職的家内労働者」は2,230人（前年比2.4%減）の減少、「専業的家内労働者」は204人（同4.5%減）の減少、「副業的家内労働者」は420人（同38.1%増）の増加となっている。（付表92）

2 業種別家内労働者数 ～男女とも上位3業種で全体の6割以上を占める

令和4年度における女性の家内労働者の従事する業種をみると、「その他（雑貨等）」が2万4,107人（女性の家内労働者に占める割合28.7%）と最も多く、次いで「繊維工業」が1万9,629人（同23.4%）、「電気機械器具製造業」が1万995人（同13.1%）の順となっており、これら3業種で女性家内労働者の6割以上を占めている。

男性も、「その他（雑貨等）」が3,368人（男性の家内労働者に占める割合30.2%）と最も多く、次いで「繊維工業」が1,925人（同17.3%）、「電気機械器具製造業」が1,569人（同14.1%）の順となっており、これら3業種で男性家内労働者の6割以上を占めている。（付表93）